

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成24年2月24日)

- 1 私立学校審議会費について 【教育・学術振興課】・・・・・・・・・・1ページ
- 2 運輸事業振興助成補助金について 【交通政策課】・・・・・・・・・・27ページ

企 画 部

## 私立学校審議会について

私立学校審議会は、県の私立学校に対する行政の適正を期するため、一定の事項について審議会の意見を聞くために、都道府県に設置されているもの。

### 設置根拠（私立学校法）

第9条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。（下記①のとおり）

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。（下記②のとおり）

### ◆私立学校審議会の具体的な役割

①知事からの諮問に対して審議を行い、答申すること。主な諮問事項としては、以下のような項目がある。

	主な諮問事項	諮問を行う根拠法令
私立 学校 関係	学校（幼稚園、小・中・高等学校など）の設置、廃止	私立学校法第8条
	高等学校の課程、学科の設置、廃止	私立学校法第8条
	学校の設置者の変更	私立学校法第8条
	学校の収容定員に係る学則の変更	私立学校法第8条
	学校の閉鎖命令	私立学校法第8条
学校 法人 関係	寄附行為の認可（学校法人の設立）	私立学校法第31条
	解散の認可	私立学校法第50条
	解散命令	私立学校法第62条
	収容定員超過の是正命令	私立学校振興助成法第12条の2
	予算の変更勧告	私立学校振興助成法第13条
	役員了解職勧告	私立学校振興助成法第13条

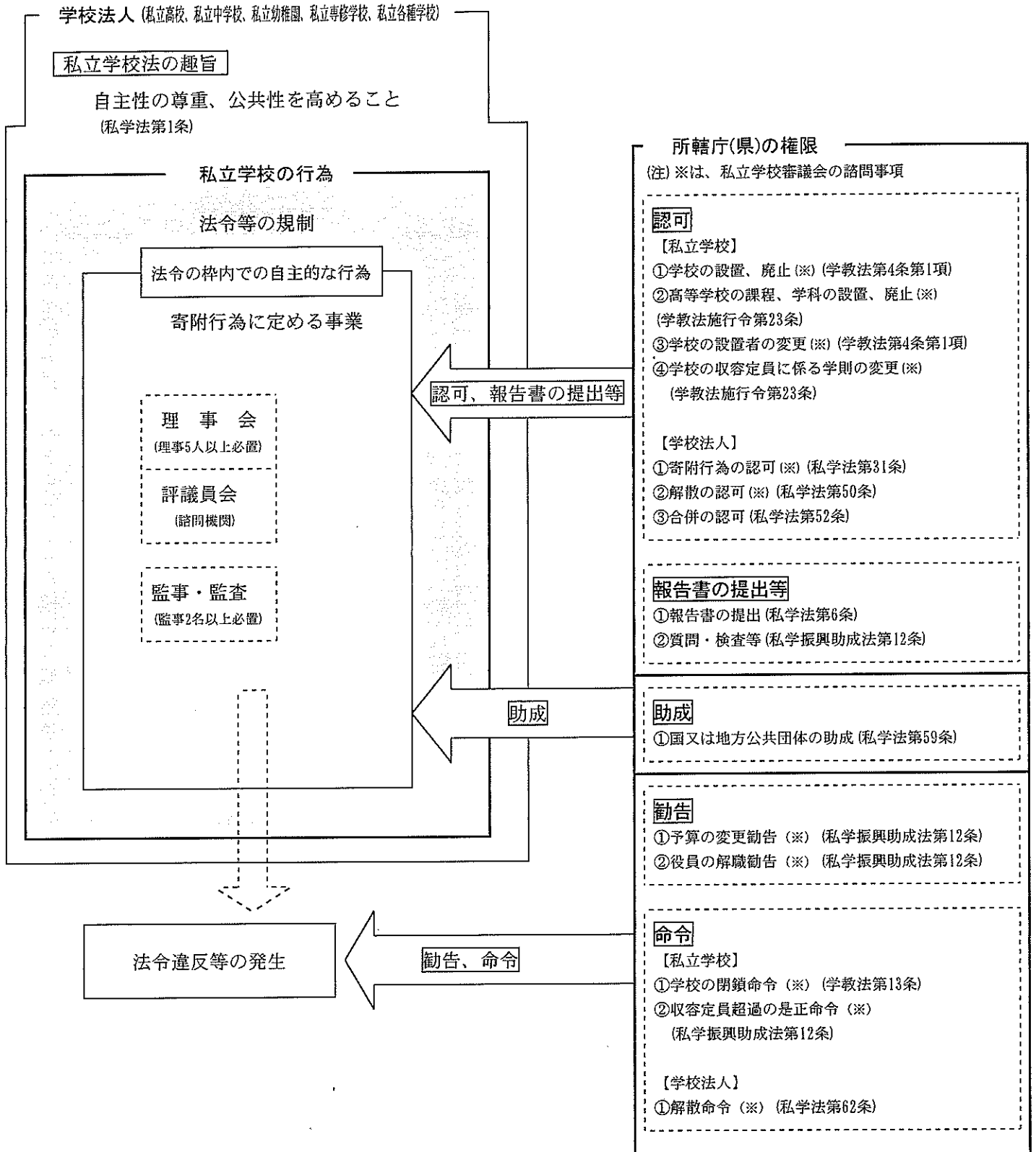
②私立学校に関する重要事項について知事へ建議すること。

・建議しうる重要事項としては、学校法人に関する事項、私立助成に関する事項等が考えられる。（私立学校法逐条解説より引用）

### ◆私立学校審議会の設置趣旨（私立学校法逐条解説より引用）

- ・私立学校の自主性を重んずるという点から、主として私立学校の代表者から構成される私立学校審議会に諮問することとした。
- ・これは、設置者が私法人であるが故に公共性との調和の上にその自主性を尊重するものであり、本法は私立学校に対する所轄庁の権限を国公立学校の場合に比して制限するとともに、所轄庁の権限行使に際して私立学校関係者を関与せしめるものである。

# 学校法人に対する所轄庁（県）の権限について



(略名) 学教法 (学校教育法)  
 私学法 (私立学校法)  
 私学振興助成法 (私立学校振興助成法)

## 所轄庁（県）の権限に係る根拠法令

### 学校教育法

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程及び通信による教育を行う課程、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

第十三条 第四条第一項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

### 私立学校法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(学校教育法の特例)

第五条 私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。

(学校教育法)

第十四条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。

(報告書の提出)

第六条 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

(私立学校審議会等への諮問)

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項 又は第十三条第一項 に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(解散事由)

第五十条 学校法人は、次の事由によつて解散する。

- 一 理事の三分の二以上の同意及び寄附行為で更に評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決
  - 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
  - 三 目的たる事業の成功の不能
  - 四 学校法人又は第六十四条第四項の法人との合併
  - 五 破産手続開始の決定
  - 六 第六十二条第一項の規定による所轄庁の解散命令
- 1 前項第一号及び第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定を受けなければ、その効力を生じない。
  - 3 第三十一条第二項の規定は、前項の認可又は認定の場合に準用する。

(合併手続)

- 第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。
- 2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(助成)

- 第五十九条 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(解散命令)

- 第六十二条 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基く所轄庁の処分に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

## **私立学校振興助成法**

(所轄庁の権限)

- 第十二条 所轄庁は、この法律の規定により助成を受ける学校法人に対して、次の各号に掲げる権限を有する。
- 一 助成に関し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
  - 二 当該学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
  - 三 当該学校法人の予算が助成の目的に照らして不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。
  - 四 当該学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。

(意見の聴取等)

- 第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴かなければならない。

- 第十三条 所轄庁は、第十二条第三号又は第四号の規定による措置をしようとする場合においては、あらかじめ、当該学校法人の理事又は解職しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

○高等学校設置基準 (平成十六年三月二日 文部科学省令第二〇号)

(改正沿革) 平成一九年文部科学省令三四号、四〇号

目次

第一章 総則 (第一条―第四条) …………… 三六四  
 第二章 学科 (第五条・第六条) …………… 三六四  
 第三章 編制 (第七条―第十一条) …………… 三六五  
 第四章 施設及び設備 (第十二条―第十八条) …………… 三六五  
 附則 …………… 三六六  
 第一章 総則

(趣旨)

第一条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。  
 2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることほもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

第二条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事(以下「都道府県教育委員会等」という。)は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができ

る。  
 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができ

第二章 学科

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。  
 一 普通教育を主とする学科  
 二 専門教育を主とする学科  
 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第八条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科

- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

第三章 編制

(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主任教諭、指導教諭及び教諭(以下この条において「教諭等」という。)の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができ

(養護教諭等)

第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主任教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第四章 施設及び設備

(一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この

限りでない。

収容定員	面積(平方メートル)
一〇〇人以下	1200
一一人以上四八〇人以下	1200+6×(収容定員-120)
四八一人以上	3360+4×(収容定員-480)

(運動場の面積)

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教員)

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教員を備えなければならない。

2 前項の校具及び教員は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附則 (抄)

(施行期日等)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。  
 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

# 私学助成の考え方について

## I 私学助成の根拠法令

### 教育基本法第8条

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

### 私立学校法第59条

国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

※「別に法律で定めるところ」…私立学校振興助成法

### 私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

## II 憲法第89条との関係

### 憲法第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。



### 内閣法制局長官答弁(S54.3.13)

問題は、公の支配に属するというのが、一体どの程度の監督なり支配があれば憲法の要求を満たしたことになるのかという点にあるのだらうと思うのですが、そこで現行のいろいろな法制を見ますと、学校教育法には、学校監督庁が一定の場合には学校の閉鎖命令を出すことができるという規定もございます。また、私立学校法には、また一定の場合には所轄庁がその学校法人の解散命令を発することができるという規定もございます。これらの規定とあわせまして、私立学校法をつくりましたときに59条という規定を設けまして、そして、私立学校に対して国が助成をした場合には人事、会計等について監督ができるという規定を設けまして、これらの規定を総合的に判断すれば、憲法89条の公の支配に該当すると見ていいだらうという評価をいたしまして、そして、その後年々私学助成の予算も組みまして、国会の議決も経ているわけでございますし、また昭和50年には、私立学校法59条と大体同じ趣旨の私立学校振興助成法という法律が成立しております。そういう経緯にございますので、私は現行の法体制のもとにおいては、私学に対して国が助成をすることは憲法上も是認されるという解釈が肯定的に是認され、確立したと考える次第でございます。

[以上「私立学校法逐条解説」より引用]

鳥取県私立学校審議会委員名簿

職名	氏名	現職	任期	備考
(会長) 委員	いくた まさひこ 生田 雅彦	前専門学校米子ビューティーカレッジ 校長	H21.9.7 ~ H25.9.6	
委員	うえた きょうこ 上田 京子	鳥取短期大学非常勤講師	H21.9.7 ~ H25.9.6	
委員	うえだ あきら 植田 昭	公認会計士	H21.11.9 ~ H25.11.8	
委員	うえもり ひでふみ 上森 英史	米子北斗中学高等学校PTA会長	H23.3.16 ~ H27.3.15	
委員	かどた まちこ 門田 真知子	鳥取大学教授	H21.9.7 ~ H25.9.6	
委員	かわぐち やすこ 川口 康子	鳥取短期大学教授	H23.3.16 ~ H27.3.15	
委員	くの よしえ 久野 芳枝	ひかり幼稚園園長	H23.3.16 ~ H27.3.15	
委員	さかき けいこ 坂木 恵子	鳥取第一幼稚園保護者	H23.9.29 ~ H27.3.15	
委員	とくもち こういちろう 徳持 耕一郎	鉄筋彫刻家	H21.9.7 ~ H25.9.6	
委員	ながれ みちあき 永禮 通暁	ながれ 永禮自動車販売(有)社長	H21.9.7 ~ H25.9.6	
委員	むらかみ けんいち 村上 謙一	鳥取県理容美容高等専修学校校長	H21.9.7 ~ H25.9.6	
委員	わたぬき よしあき 渡楨 由章	鳥取城北高等学校校長	H23.3.16 ~ H27.3.15	

(50音順)



## 私立学校審議会における過去の諮問事項

年度	回	諮問事項
H23	第1回	学校法人中央高等学園の寄附行為認可 中央高等学園専修学校の設置者変更認可
H22	第1回	米子和裁学園の廃止認可 さくら幼稚園の園則変更認可
H21	第1回	鳥取情報経理学院の商業専門課程の廃止認可
	第2回	倉吉北高等学校の学科設置認可(家庭学科調理科) 専門学校米子女学園の設置者変更認可
H20	第1回	鳥取城北高等学校の学則変更認可
H19	第1回	米子松蔭高等学校の学則変更認可 かいけ第二幼稚園の廃止認可
H18	第1回	鳥取県済生会看護専門学校の廃止認可 萩原編物技芸学院の廃止認可 小さき花園幼稚園の園則変更認可
	第2回	中央高等学園の設置認可 米子文化服装専門学校の設置者変更認可
H17	第1回	鳥取城北高等学校の学則変更認可 ウィルミナドレスメーカー専修学校の廃止認可
	第2回	鳥取敬愛高等学校の学則変更認可 水田服飾専門学校の廃止認可
H16	第1回	中央高等学園の設置認可 日本海情報ビジネス専門学校の設置者変更認可 ワカバ編物学院の廃止認可 倉吉北高等学校の学則変更認可
	第2回	湯梨浜学園の設置認可
H15	第1回	学校法人ismの寄附行為認可 若葉学習会専修学校の設置者変更認可
	第2回	鳥取ルーテル幼稚園の園則変更認可 米子幼稚園の園則変更認可 専門学校米子ビューティーカレッジの設置認可
	第3回	日本海自動車学校の設置者変更認可 ウィルミナドレスメーカー専修学校の設置者変更認可
H14	第1回	鳥取赤十字看護専門学校の廃止認可 倉吉予備校の設置認可 米子予備校の設置認可

## 私立学校の耐震化の促進

### ○耐震化の現状及び進捗見込

#### ・現状の耐震化率（H23.4.1現在）

52.9%（全国平均73.0%：44位）

※参考：県立高校の耐震化率 68.8%

#### ・進捗見込

	H23末	H24	H25	H26
耐震改修等実施棟数		4	5	5
未実施棟数	20	16	11	6
耐震化率	60.8%	68.6%	78.4%	88.2%



平成26年度末耐震化率（見込）は、約9割

### ○助成制度の概要

区分	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金（文部科学省補助事業）	私立高等学校等改築事業補助金（注）下線部は、H24当初予算要求に伴う制度拡充	鳥取県私立学校振興資金利子補給補助金
補助対象事業	S56前の基準により建築された校舎等でIs値※が0.7未満のものの耐震改修事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築後30年を経過した教育施設改築工事</li> <li>・ 耐力度※5000点以下の教育施設改築工事</li> <li>・ <u>解体撤去事業</u></li> </ul>	次の事業に係る借入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等の補助事業を活用して実施する施設整備事業</li> <li>・ 国等の補助事業を活用せず単独で実施する施設の新築・解体撤去等</li> </ul>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Is値が0.3以上0.7未満 1/2（県1/6、国1/3）</li> <li>・ Is値が0.3未満 2/3（県1/6、国1/2）</li> </ul>	1/2（県1/2）	借入残高の1%（県1%） <利子補給期間> 10年間（償還期間がこれより短い場合は、償還期間の満了までの間）

※Is値（構造耐震指標）：建物の耐震性能を表わす指標

※耐力度：老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価したもの。

## 【H24当初予算案】安心・安全な環境づくり推進事業（私立学校施設整備費補助金）

### 1 事業の目的・概要

東日本大震災のような大規模な震災に備え、全国的にも耐震化率が低い水準にある本県私立高等学校等について、緊急に耐震化を推進するため必要な助成を行う。

※H23.4.1現在 52.9%（全国平均73.0%：44位） →H26年度末見込 88.2%

（参考）県立高校の耐震化率（H23.4.1現在） 68.8%

### 2 平成24年度当初予算案

予算額 66,201千円

【債務負担行為額】577,757千円

### 3 主な事業内容

#### (1) 鳥取県私立高等学校等改築事業（制度拡充）

○拡充の内容 補助対象事業に「解体撤去事業」を追加（鳥取城北等で活用見込）

○補助対象経費 教育施設（建築後30年以上経過した老朽校舎等）の改築工事、解体撤去に要した経費

○補助率 1/2

○予算額 13,676千円 …実施設計費

【債務負担行為額】566,351千円（H25～26） …工事費（老朽校舎等の解体撤去費を含む）

※鳥取城北が3ヶ年度で改築を実施。全体工事費17.3億円（うち県補助見込額5.8億円）

#### (2) 私立高等学校等大規模修繕等促進事業

（単位：千円）

予算額	補助率	事業内容	事業費						
49,846	1/6	私立学校が行う耐震改修工事への助成 （予定する学校：倉吉北高、米子北高）	299,075 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;">国 : 99,691</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県 : 49,846</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校 : 149,538</td> </tr> </table>	{	国 : 99,691		県 : 49,846		学校 : 149,538
{	国 : 99,691								
	県 : 49,846								
	学校 : 149,538								

#### (3) 私立学校振興資金利子補助事業

（単位：千円）

予算額	利子補助率	事業内容	備考
1,496	1%	倉吉北高、米子北高が実施する耐震改修 工事に係る新規借入に対する利子補助	【債務負担行為額】 11,406千円（H25～34）
1,000	1%	平成23年度以前の借入に対する平成24年度 借入残高に対する利子補助	

（注）平成23年6月補正予算で制度拡充（利子補助対象事業の拡充、利子補助期間の延長）

#### (4) 標準事務費 183千円

## 私立高等学校の概要

学校名	建学の精神等	設置学科	H24の募集定員
鳥取敬愛高校	人格の完成、婦徳の滋養に努め、自主的精神に富める心身の健やかな国民を育成する。	普通科 生活教養科	特別進学コースⅠ類 30 特別進学コースⅡ類 60 進学コース 30 総合コース 40 生活教養科 40 200
鳥取城北高校	質実剛毅の校訓を基底に、知・徳・体の調和と統一のとれた教育活動を展開し、明朗闊達にして進取の気象に富んだ人材の育成をめざす。	普通科 商業科	普通コース } 240 進学コース } 志学コース } 体育コース } 総合情報ビジネスコース 38 278
倉吉北高校	辛苦にも耐え、純真さも失わず、正しい理念を貫くべき松柏精神を体得して、献身的に寄与する社会人とならねばならない。	普通科 調理科	特別進学コース 35 健康スポーツコース 40 総合コース 76 調理科 24 175
湯梨浜高校	中高一貫教育により、生徒個々の潜在能力を最大限に伸ばし、将来科学技術創造立国たる日本を支え、また国際社会に貢献する有為な人材を育成することを目指す。同時に、知徳体の調和をはかり、他を思いやる豊かな感性と健康な身体を培うことを追及する。	普通科	特別進学コース 10 ※30名は湯梨浜中学校からの進学者。 40
米子北高校	基本的な生活習慣(躰)の育成をとおして、人格陶冶をはかり、地域社会に貢献できる人材を養成する。	普通科 看護科 看護専攻科	特別進学コース 40 進学コース } 160 普通コース } 看護科 40 ※看護科の卒業生が進学。 240
米子北斗高校	学習意欲に燃える高い志をもつ生徒に対して中学、高校6ヶ年の一貫教育を行い、社会の各分野において指導的役割を果たし得る優れた人材の育成をはかる。	普通科	※70名は米子北斗中学校からの進学者。高校からの入学希望者があれば、10名以内で受け入れる。 70
米子松蔭高校	誠実・力行・明朗・率直	普通科 経営経済科 ビジネス総合科 情報総合科	特別進学コース } 95 文理選抜コース } 総合進学コース } 進学コース } 30 ビジネスコース } 70 生活福祉コース } 情報コース } 60 アートコース } 255

## 各私立高等学校の最近の主な動き

- 鳥取城北高校：相撲道場の新築 (H20)、相撲部の高校総体優勝 (H22、H23)  
野球部の甲子園出場 (H21 夏、H24 春)、中国地区大会優勝 (H23)  
男子駅伝全国大会初出場 (H23)  
→ 新入生の増加 (H22) 280 人→ (H23) 299 人
- 米子北高校：サッカー部の高校総体準優勝 (H21)  
卒業生 2 名が J リーガーに (H22)  
サッカー部、4 年連続 7 度目の高校総体出場、選手権大会初の一回戦突破 (H23)  
全国高校選抜バドミントン中国大会個人ダブル男子優勝、団体男子準優勝 (H23)  
→ 新入生の増加 (H21) 164 人→ (H22) 336 人→ (H23) 254 人  
平成 23 年度全国看護高等学校研究協議会中国ブロック会主催
- 鳥取敬愛高校：卒業生の瀧本美織が NHK 連続テレビ小説のヒロインに (H22)  
全国高校選抜大会バドミントン女子シングルス 3 位入賞 (H22)  
高校総体バドミントン女子シングルスベスト 8 (H23)  
全国高校選抜バドミントン中国大会個人ダブル女子優勝、シングルス女子優勝、団体女子準優勝 (H23)  
社会部が全国学芸サイエンスコンクール高校生の部で文科大臣賞受賞 (H23)
- 倉吉北高校：「調理コース」の新設 (H21)、翌年より調理科に (H22)  
男子ハンマー投げ高校総体、国体優勝 (H21)  
女子バスケット中国高校選手権で準優勝 (H23)  
全日本高等学校声楽コンクール優勝 (H23)
- 米子松蔭高校：高校総体ソフトテニス女子個人 4 回戦突破 (H23)  
剣道部男女、高校総体出場、全国高校剣道選抜大会出場予定 (H23)  
ビジネス研究部が「萌カレー」を開発、「アニカまつり」で販売 (H23)
- 湯梨浜高校：ロボカップ優勝、世界大会へ (H22)
- 米子北斗高校：東京大学合格 (H21、H23)



学校法人 鳥取家政学園

# 鳥取敬愛高等学校



所在地：〒680-0022 鳥取市西町1丁目111番地  
 TEL：0857-22-8397  
 FAX：0857-22-1357  
 E-mail：keiai-hs@t-ki.jp  
 URL：http://t-ki.jp/  
 創立：1905（明治38）年  
 創立者：古田 貞

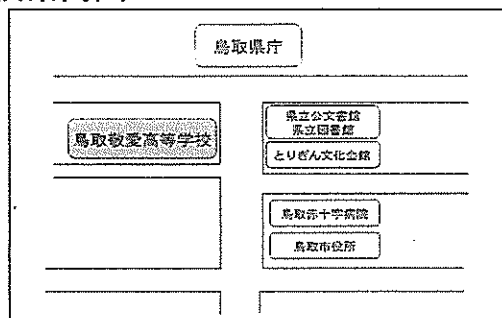
## 生徒数 (平成23年5月1日現在)

学科・コース名		1年	2年	3年
普通科	特別進学	36	20	25
	普通	36	41	28
生活教養科		35	32	27

## 平成24年度 設置学科 (入学予定定員)

- 普通科 (160)
  - 特別進学コースⅠ類 (30)
  - 特別進学コースⅡ類 (60)
  - 進学コース (30)
  - 総合コース (40)
- 生活教養科 (40)

## 学校案内図



## 利用交通機関

- ・JR「鳥取駅」下車 徒歩20分
- ・バス「県庁日赤前」下車 徒歩1分

## 創立106周年を迎え

### 新たに前進を!

#### ◎本校の沿革

- 明治38年 「鳥取裁縫女学校」設立
- 明治44年 「鳥取技芸女学校」と改称
- 昭和12年 「鳥取高等家政女学校」と改称
- 昭和23年 「鳥取家政高等学校」と改称
- 昭和38年 普通科を設置
- 昭和60年 「鳥取女子高等学校」と改称
- 平成元年 普通科に特別進学コースを設置
- 平成15年 「鳥取敬愛高等学校」と改称  
特進コースを男女共学とする
- 平成17年 創立100周年記念式典
- 平成22年 普通科に進学コース・総合コースを設置
- 平成23年 普通科に特進コースⅠ類・特進コースⅡ類を設置

#### ◎建学の精神

「人格の完成、婦徳の涵養に努め、自主的精神に富める心身の健やかな国民を育成する。」

#### ◎教育方針

- 個性を伸ばし、自律の精神を育てる。
- 豊かな感性と知性を育てる。
- 思いやりと礼節を重んじる心を育てる。

### めざす生徒像

人を敬い人から敬われる。  
 人を愛し人から愛される。  
 そんな人間（生徒）であって欲しい。

## 来たれ！鳥取敬愛高校へ

=こんな皆さんを待っています=

- \*大学や短期大学、専門学校に進学するため専門的な勉強を深めたい。
- \*幅広い教養や礼儀などを身につけ、就職して実社会で活躍したい。
- \*学校行事や部活動、ボランティア活動等でも自分の可能性に挑戦したい。
- \*さまざまな体験や友達との出会いの中で自分探しをしたい。

## 【在校生からのメッセージ】

- 少人数で授業が展開され、先生との距離がとても近く感じます。  
部活動では卓球部に所属し、同じ目標を持った仲間と共に日々練習に励み、インターハイ出場を果たすことができました。自分を変えたいという思いから入学した鳥取敬愛高校で、私は毎日充実した日々を送っています。みなさんも新たな一歩を踏み出してみませんか。（普通科3年生女子）
- 食物や被服の学習はもちろんのこと、校外での保育や介護の実習もあり、毎日がとても新鮮です。様々な資格を取得することもできます。鳥取敬愛高校で学んだことは、私たちの現在、未来に生かせるものばかりです。みなさんもぜひ、生活教科で充実した高校生活を送りませんか。（生活教養科3年生女子）

# 一人ひとりを大切にしっかりサポートします

## 各科・コースの内容

### 【普通科】

#### ○特別進学コースⅠ類

- ⇒国・公立大学、難関私立大学への現役合格を目指します
- ⇒2年次より文系・理系に分かれ、希望の進路に応じた科目選択が可能です
- ⇒8時間授業・放課後学習・土曜日学習・学習合宿で、志望校に対応したきめ細かな指導を行ないます
- ⇒男女共学

#### ○特別進学コースⅡ類

- ⇒国・公立大学、有名私立大学への現役合格を目指します
- ⇒文系の教育課程を編成し、きめ細かな指導を行います
- ⇒7時間授業（勉強と）部活動の両立を目指します
- ⇒男女共学

#### ○進学コース

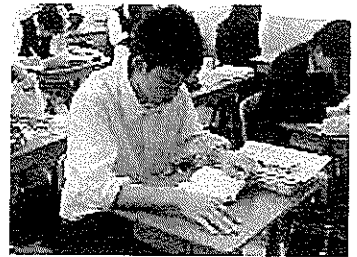
- ⇒大学・短大・公立専門学校への現役合格を目指します
- ⇒多様な入試に対応するためのきめ細かな指導を行ないます
- ⇒勉強と部活動の両立により、充実した高校生活が可能です

#### ○総合コース

- ⇒専門学校・各種学校への進学および就職と、幅広い選択が可能です
- ⇒実践的なパソコンスキルやコミュニケーション能力の育成を行ないます
- ⇒各種の資格取得が可能です

### 【生活教養科】

- ⇒本校の伝統を受け継ぐ学科です
- ⇒食物・被服・育児・介護などの生活技術が習得できます
- ⇒病院・保育園など専門機関での実習を行います
- ⇒専門講師による授業や実技指導が受けられます



## 主な進路

### 【進学】

**大学** お茶の水女子大学・鳥取大学・鳥根大学・広島大学・山口大学・高知女子大学・青森公立大学・都留文科大学・鳥根県立大学・広島市立大学・青山学院大学・亜細亜大学・駒澤大学・上智大学・中央大学・日本女子大学・法政大学・早稲田大学・金沢工業大学・北陸大学（薬）・同志社大学・京都女子大学・立命館大学・大阪工業大学・関西大学・関西学院大学・神戸女子大学・武庫川女子大学・天理大学・奈良大学・岡山理科大学・鳥取環境大学・福山大（薬） ほか

**短期大学** 鳥根県立大学短期大学部・福山市立女子短大・女子美術大学短大・創価女子短大・華頂短大・龍谷大学短期大学部・大阪芸術大学短期大学部・大阪成蹊短大・関西外国語大学短期大学部・梅花女子大学短期大学部・大手前短大・神戸山手短大・夙川学院短大・鳥取短大・美作大学短期大学部・瀬戸内短大 ほか

**専門学校** 鳥取県立鳥取看護専門学校・鳥取県立倉吉総合看護専門学校・鳥取県立歯科衛生専門学校・米子医療センター附属看護学校・鳥取看護高等専修学校・倉吉看護高等専修学校・鳥取理容美容高等専修学校・鳥取歯科技工専門学校・Y M C A 米子医療福祉専門学校・鳥取社会福祉専門学校・鳥取県立保育専門学院・大阪こども専門学校・岡山理科大専門学校・高津理容美容専門学校・鳥根県歯科技術専門学校・玉野総合医療専門学校・辻製菓専門学校・松江総合医療専門学校 ほか

**【就職】** 鳥取県職員・兵庫県警察官・(株)鳥取銀行・鳥取いなば農業協同組合・(株)サンマート・(株)マルイ・アイエム電子(株)・(株)鳥取スター電気・(株)気高プロダクツ・グッドヒル(株)・(株)ツーウェイシステム ほか

## 部活動

平成23年度全国大会出場：卓球部・バドミントン部・弁論部・写真部・文芸部・放送部

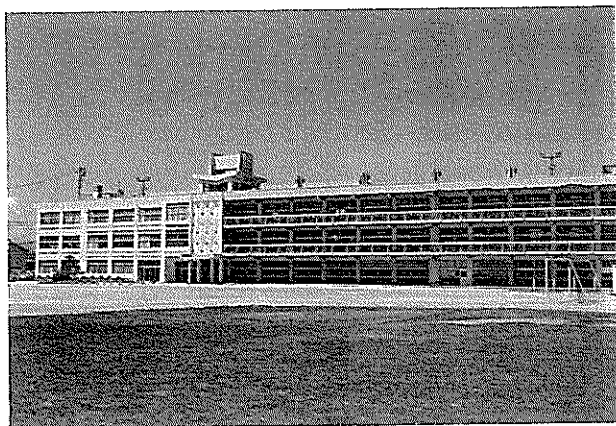
**【文化部】** 社会部・弁論部・演劇部・文芸部・書道部・吹奏楽部・写真部・園芸部・放送部・家庭文化部  
囲碁部・バトントワリング部・人権研究部・華道同好会・茶道同好会・漫画同好会・日本音楽同好会・ダンス同好会・装道同好会

**【運動部】** バレーボール部・ソフトボール部・卓球部・陸上競技部・新体操部・弓道部・バドミントン部・バスケットボール部・空手道同好会・女子サッカー同好会

**【その他】** インターアクトクラブ・ソロプチミストクラブ

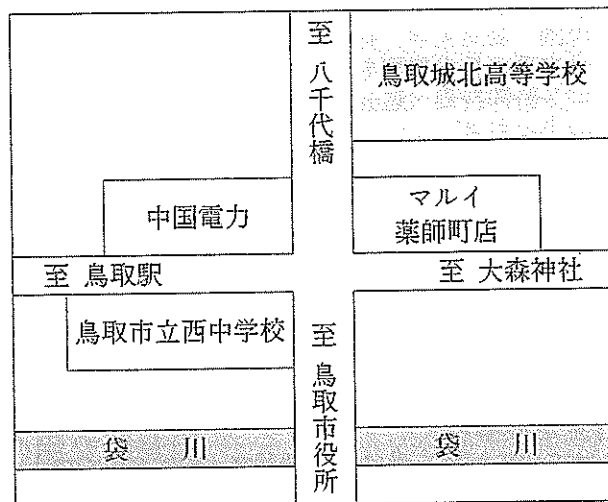


学校法人 矢谷学園 **鳥取城北高等学校**



所在地：〒680-0811 鳥取市西品治848番地  
 TEL：0857-23-3502  
 FAX：0857-23-3522  
 URL：http://www.yatani-gakuen.ac.jp  
 創立：昭和38年

学校案内図



生徒数 (平成23年5月1日現在)

コース名	1年		2年		3年	
	男	女	男	女	男	女
普通コース	65	53	38	30	52	34
進学コース	32	39	34	59	44	30
志学コース	20	15	25	12	37	16
体育コース	31	7	33	8	28	10
総合情報ビジネスコース	29	10	24	8	28	8
小計	301		271		287	
合計	859					

利用交通機関

- ・JR 鳥取駅 下車徒歩15分
- ・バス「新品治」下車徒歩3分

平成24年度 設置学科 (入学予定定員)

- 普通科 普通コース (2学級)
  - 進学コース (2学級)
  - 志学コース (1学級)
  - 体育コース (1学級)
  - 商業科 総合情報ビジネスコース (1学級)
- 募集定員 278名

校訓『質実剛毅』

建学の精神

質実剛毅の校訓を基底に、知・徳・体の調和と統一のとれた教育活動を展開し、明朗闊達にして進取の気象に富んだ人材の育成をめざす。

教育目標

- 一人ひとりの個性を尊重し、能力・適性の伸張を図る。
- 心身の健康に努め、たくましい活力と強靱なる意志力の養成を図る。
- 自他の生命・人格を尊重し、自然愛・人間愛を大切にす豊かな情操の陶冶を図る。
- 社会に役立つ学問と礼儀正しい人間の育成を図る。

教育方針

- 進路を実現させる教育を推進する。
- 基本的な生活習慣を確立させる。
- 愛校心の高揚を図り、自他共に誇りうる学校を実現する。

— 在校生の声 —

2年体育コース 鳥取市立西中学校出身  
 体育コースは、他校にはない初動負荷トレーニングなど、体育科目の授業がとても充実しています。その中で一人ひとりが目標や夢を持ち、お互いに高めあいながら日々勉強や部活動に励んでいます。これからも仲間と切磋琢磨しながら全国の舞台をめざしたいと思います。

3年志学コース 鳥取市立湖東中学校出身  
 8限授業や土曜サポート、夏休みの勉強合宿など、志学コースは学力を伸ばすための環境が整っています。授業では先生方がきめ細かな指導をしてくださるので、理解をより深めることができます。また、先生方が一人ひとりの進路に向けて、それぞれに合った指導をしてくださるので、自分の目標をしっかりと決めて勉強することができます。



# 鳥取城北高等学校 学校紹介

## ●コースの内容

普通科	普通コース	進学・就職のどちらにも対応できる授業カリキュラムを基に、基礎学力の習得と基本的な生活習慣の確立をめざし、心豊かな人間を育成します。
	進学コース	勉強だけでなく、部活動・生徒会活動など学校行事の中心的存在として活躍できる人材を育てます。また、学校生活を通して人間力を養い、多様な進路の実現をめざします。
	志学コース	鳥取城北高校独自のカリキュラムで、国公立大学現役合格をめざします。また、習熟度別少人数クラスを編成し、確実に学力を伸ばします。
	体育コース	全国の舞台で勝ち抜くために、技術や戦術の向上と初動負荷トレーニングによる体力づくりを行います。また、人間力と競技力の向上をつなぎ合わせ、社会から必要とされる逞しく爽やかな体育人を育てます。
商業科	総合情報ビジネスコース	基礎知識の習得に努め、将来を見抜く力を持って社会に貢献できる人材の育成に重点を置いた教育を目標とします。

## ●進路状況

最近の主な進学先 (過去2年間)

北見工業大学	宇都宮大学	電気通信大学	東京藝術大学	信州大学	名古屋大学
滋賀大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学	岡山大学	広島大学
愛媛大学	高知大学	宮崎大学	高崎経済大学	都留文科大学	大阪府立大学
下関市立大学	山口県立大学	獨協大学	國學院大学	国士舘大学	駒澤大学
専修大学	創価大学	拓殖大学	東京農業大学	日本大学	フェリス女学院大
法政大学	早稲田大学	京都産業大学	同志社女子大学	佛教大学	京都ノートルダム女子大学
立命館大学	龍谷大学	関西大学	関西外国語大学	近畿大学	甲南大学
神戸女学院大学	神戸女子大学	武庫川女子大学	鳥取環境大学	松山大学	福岡大学等

最近の主な就職先 (過去2年間)

鳥取県警	兵庫県警	自衛隊	鳥取厚生事業団	鳥取県体育協会	若桜町観光開発事業団
休暇村竹野海岸	鳥取銀行	日ノ丸産業	K O A	鳥取ゴルフ倶楽部	鳥取ワシントンホテルプラザ
鳥取スター電機	ササヤマ	鳥取平版社	むかいね歯科医院	山崎製パン	サンコーエアセルティック 等

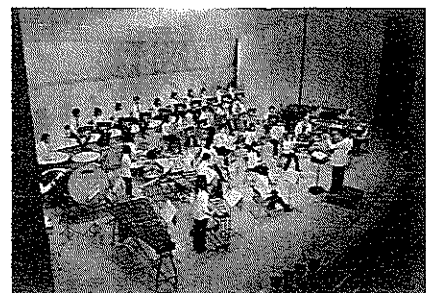
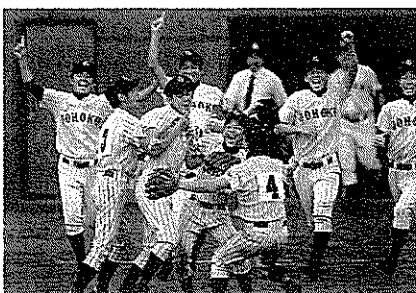
## ●部活動

体育系 (太字は強化部)

相撲部	柔道部	剣道部	硬式野球部	陸上競技部	駅伝部
スキー部	女子ソフトボール部	空手道部	サッカー部	ソフトテニス部	バスケットボール部
バドミントン部	バレーボール部	テニス部	器械体操部	軟式野球部	

文化系その他 (太字は強化部)

吹奏楽部	地歴部	ボランティア部	部落開放研究部	新聞部
応援・バトン部	家庭部	放送部	茶道部	商業部
美術部	書道部	インターナショナルクラブ		





学校法人  
松柏学院

# 倉吉北高等学校



所在地：〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目180番地  
TEL：0858-26-1351  
FAX：0858-26-4683  
E-mail：kurakita@kurayoshihikita-h.ed.jp  
URL：http://www.kurayoshihikita-h.ed.jp  
創立：1961年

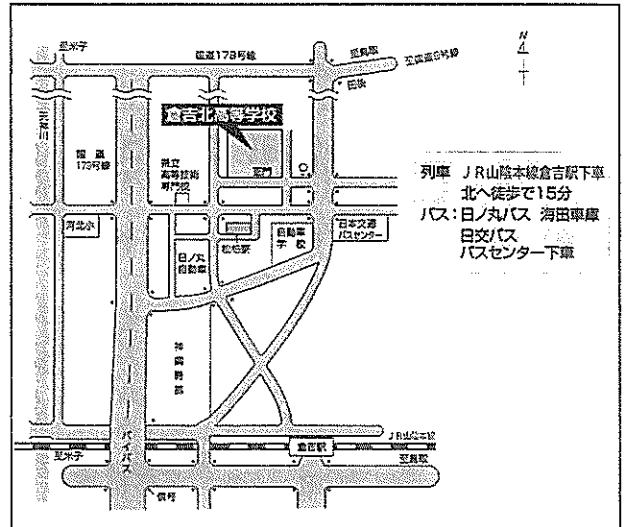
生徒数 (平成23年5月1日現在)

学 科・コース名		1年	2年	3年
普通	特別進学	27	11	33
	健康スポーツ	20	28	32
	総合1	35	46	30
	総合2	36	47	26
	調理			13
家庭	調理科	20	22	

平成24年度 設置学科 (入学予定定員)

- 普通学科 特別進学コース (35)
- 普通科 健康スポーツコース (40)
- 普通科 総合コース (76)
- 家庭学科 調理科 (24)

## 学校案内図



## 生涯学習

～自分の未来を創造～

本校は、普通科と調理科を設置していますが、様々な方面への進学および就職など多様化する希望進路を保障するため、斬新なカリキュラムならびにコースを導入しています。

教育方針は、学力向上はもとよりクラブ活動を通じての人間づくり、各種資格の取得、規律ある生活習慣の指導を徹底し、国際社会に貢献する人材の育成を目指しています。

1. あいさつ日本一！  
あいさつ日本一の学校を目指します。  
人と人との最初の出会いを大切にします。
2. 子素立て！  
個性、長所(素)を伸ばします。
3. 部活動！  
自分を磨き、高校生の時期、心身を鍛えます。
4. ほめる指導！  
一人一人のよいものを十分に伸ばす指導を行います。
5. 挑戦から飛躍へ！  
自分を作り、自分を磨きます。

## 「松柏精神」

建学の精神

「雪中の松柏 愈 青膏」より

(松や柏が雪の中でもその色を変えないことから、人が困難にあっても節操の堅いことをたとえています)

あなたの将来の夢を実現するために！

- \* 今の時代は、あらゆる面で多様化の時代です
- \* 人の値打ちは、学力だけではありません
- \* 人とは違う、新しい自分作りに挑戦！

### \*\*\*\*\* 在校生の声 \*\*\*\*\*

部活と勉強の両立を目指す人にとって、特進コースは最適だと思います。わからないところがあれば、いつでも対応してくださり確実に学力もアップします。

(特進コース・倉吉西中学校出身)

様々な分野から調理について学習、実践でき、充実しています。倉吉北高で調理師免許を取得し、将来の夢に役立てたいと考えています。

(調理科・東郷中学校出身)

# コース選択制のカリキュラム

普通  
学科  
普通  
科

- 特別進学コース
- 健康スポーツコース
- 総合コース  
2年次より、国際・福祉・  
情報・芸術の選択授業

## 各コースの内容

1年次より、徹底した個別指導で難関大学への進学を目指す。一人ひとりに適した指導を行ないます。

クラブ活動を思い切りやりたい人。体を鍛え、心を磨き、全国で活躍したい人。将来スポーツ関係の仕事、指導者を目指して。

2年次より、国際・福祉・情報・芸術の進路に応じた選択科目があります。英語検定・漢字検定・簿記検定・パソコン検定・TOEIC。進路教育に力を入れ、自分に適した進路を発見できます。各大学への進学、留学も出来ます。

家庭学科

調理科

世界で活躍する調理師を目指して、専門教科の理論と実践を学びます。華道・茶道・陶芸も取り入れ感性の高い調理師を目指します。全員が、調理師免許取得を目指します。

## 在籍中に修得可能な検定・資格

調理師免許、漢字検定、日本語検定、英語検定、TOEIC、ワープロ検定、パソコン検定、表計算検定、秘書検定、簿記検定、危険物取扱者甲・乙、訪問介護士 他



## 部活動

運動部：野球、柔道、剣道、陸上、卓球、バスケット、ラグビー、テニス、サッカー、ゴルフ、軟式野球

文化部：新聞、文芸、情報、書道、吹奏楽、合唱、IAC、解放研、茶道、華道、調理、陶芸、美術、放送

部活動が盛んでたくさんの生徒が運動部・文化部に入部し頑張っている。特に、硬式野球部・バスケット・柔道・剣道・陸上・卓球・ゴルフ・吹奏楽・合唱などの活動がめざましく全国大会に出場し活躍している。ラグビーも昨年より復活し花園目指して頑張っています。

## 主な進路状況

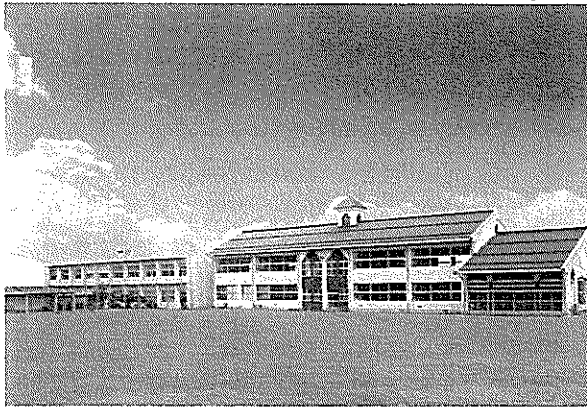
[進 学] 防衛大学、九州大学、大阪大学、名古屋大学、お茶の水女子大学、鳥取大学、岡山大学、山口大学、前橋工科大学、山梨大学、静岡大学、広島大学、徳島大学、埼玉大学、高知大学、鹿屋体育大学、大阪教育大学、三重大学、滋賀大学、金沢大学、熊本大学、和歌山大学、島根大学、京都薬科大学、京都外国語大学、武蔵野音楽大学、東海大学、名城大学、近畿大学、東京電気大学、大阪商業大学、大阪学院大学、他

[就 職] J P 郵便事業、小田急電鉄、西日本旅客鉄道米子支社、ブリヂストン、ダイハツ工業、ファミリーマート、コーナン、トリーカ、三朝製作所、共栄電気、三朝館、明治製作所、宝製菓、阪和病院、陸上自衛隊、航空自衛隊、他



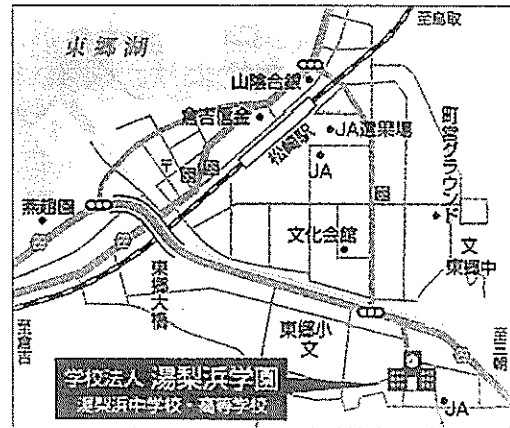
学校法人  
湯梨浜学園

# 湯梨浜高等学校



所在地：〒689-0727 東伯郡湯梨浜町田畑32番地1  
TEL：0858-48-6810  
FAX：0858-48-6813  
E-mail：info@yurihamagakuen.ac.jp  
URL：http://www.yurihamagakuen.ac.jp/  
創立：平成18年4月

## 学校案内図



## 生徒数

(平成23年5月1日現在)

高等学校		1年		2年		3年	
学科・コース名		男	女	男	女	男	女
普通科	実力練成	4	9	6	8	10	7
普通科	特別進学	7	7	6	15	8	6

## 平成24年度 設置学科 (入学予定定員)

普通科 特別進学コース (10名以内)

## 利用交通機関

- ・JR松崎駅より 徒歩 17分
- ・スクールバス運行 (3コースあります)  
松崎駅→学校  
西倉吉→パークスクエア→倉吉駅→学校  
北条江北→羽合→学校

## あなたの夢を叶えるために

### 少数精鋭・みんなが主役!

### 教育活動の概要

1. 基礎基本を身につけ、潜在能力を最大限引き出し伸ばすために
  - ① 英語、数学を中心に補習授業の徹底
  - ② 土曜授業により、ゆとりある大学受験カリキュラム
  - ③ 各種検定 (漢検・英検・数検) 受験の推進報奨制度
2. 国際社会で活躍できる人材を育成するために
  - ① ITの活用、ディベート、発表などの学習活動を充実
  - ② コミュニケーション能力の育成
3. 豊かな人間性や社会性を身につけるために
  - ① 体験学習など心の教育の充実
  - ② 異学年交流による学びの場の充実

### こんな皆さんをお待ちしています

- ☆ 夢、目標、理想をしっかりと持っている人
- ☆ 自分を高めたいという信念のある人
- ☆ 国公立大学・難関私大をめざす人

### \*\*在校生からのメッセージ\*\*

・湯梨浜学園は「少数精鋭みんなが主役」を目指すため、1学年が三十人程です。少人数制の利点を挙げると、まず一人ひとりが先生と接する機会が多いので、個々の生徒にあった進路指導を受けることができます。指導経験豊富な先生方の授業や進学プランへの助言のおかげで、僕は自分の夢を叶える筋道を立てることができました。また、より深い人間関係を築くことができます。学年の壁を越えた交流が、学園祭や体育祭などの学校行事に限らず、普段の学園生活にもあります。ここでつくった人間関係は、僕の一生の宝物です。

## 一人ひとりに スポットのあたる授業

個々の興味・関心、進路にあわせた選択授業、理解度にあわせた習熟度別学習を展開していきます。

少人数のクラス編成ですべての生徒にスポットがあたることによって、1時間の重みが違ってきます。そして、知らず知らずのうちに高い目標へと近づいていくことができます。

# 最高の自分を 目指して!!

湯梨浜高校の特色

## アットホームな環境

1学年40人の全員の顔と名前の一一致する温かい環境。校庭も県内の学校に先がけ、全面緑化を実施。同じ校舎で中・高校生がともに生活することで、互いを思いやり、敬う心も育てます。

## 面倒見第一主義

塾や予備校、私学で受験生と密度の濃い付き合いをしてきたスタッフならではの“きめ細かいサポート”が湯梨浜の最も自慢できるところ。

補習授業や個別指導を徹底。自習室も完備して生徒のやる気をとことん応援します。

小さな学園だからこそできる教育が湯梨浜高校にはあります。

## A君のある日の湯梨浜高校生活



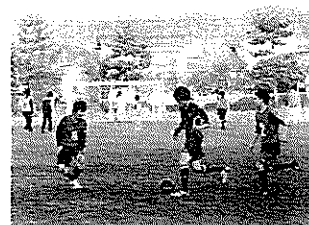
登下校時にはスクールバスを利用

カードを通して無事到着したことを家族にメールで報告



授業は楽しく、でも真剣勝負

部活の日は友達とサッカー芝生のグラウンドは最高



Q1. 部活動はどうなりますか。

A. 規定に従い生徒自らの手で創設することができます。火・金・土曜日が部活動可能日です。現在、サッカー部、硬式テニス部、軟式野球部、バドミントン部、水泳部、剣道部、卓球部、ボーリング部、囲碁部、家庭科部などが活動しています。

Q2. 奨学生や特待生の制度はありますか。

A. 国の就学支援金のほかに、鳥取県の授業料減免及び鳥取県育英会の奨学生制度、本学園独自の特待生制度があります。入学試験で優秀な成績をおさめた生徒は、奨学金が支給されることがあります。また、兄弟減免制度もあります。

Q3. 土曜日の扱いは？

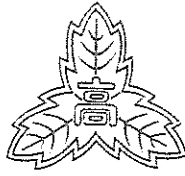
A. 半日学校があります。教科、総合学習やHRの時間をメインにし、経済界や大学・大手予備校など外部の先生の講義や講演会、調べ学習、体験学習を行っています。そして、午後は希望があれば思う存分部活動に専念できます。

Q4. 湯梨浜中学校から進学する生徒は学習が進んでいると思うのですか？

A. もうすでに高校1年の学習に入っている特別進学コースとは英語、数学はクラス分けになります。2・3年生では合同の授業や、習熟度別のきめ細かい指導を行います。

## 主な進路状況 (過去3年間)

茨城大学、山梨大学、鳥取大学、島根大学、愛媛大学、徳島大学、香川大学、兵庫県立大学、都留文科大学、防衛大学、神戸市立外国語大学、東京歯科大学、明治大学、青山学院大学、法政大学、同志社大学、大阪薬科大学、神戸薬科大学など。



学校法人翔英学園

# 米子北高等学校



所在地: 〒683-0804 鳥取県米子市米原6丁目14番1号

T E L : 0859-22-9371

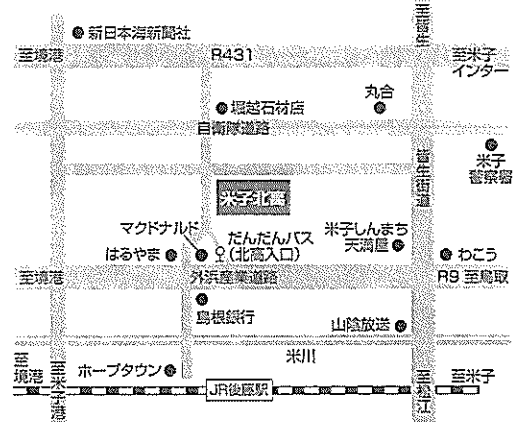
F A X : 0859-32-6838

U R L : <http://www.yonagokita.ed.jp>

E-mail : [info@yonagokita.ed.jp](mailto:info@yonagokita.ed.jp)

創 立:1958(昭和33)年

学校案内図



生徒数

(平成23年5月1日現在)

学科名	1年		2年		3年	
	男	女	男	女	男	女
普通科	118	103	133	142	63	46
看護科	1	35	2	48	1	36
看護専攻科	4	38	3	26		

平成24年度設置学科 (入学予定定員)

- 普通科 (200)
  - 特別進学コース(40)
  - 進学コース・普通コース (160)
- 看護科 (40)

利用交通機関

- ・JR境線 後藤駅下車 徒歩8分
- ・JR山陰本線 東山公園駅下車 自転車10分
- ・だんだんバス (北高入口)

## 米子北高はこんな学校です

昭和33年に開校し、53周年を迎えました。  
 開校以来、鳥取県西部・鳥根県東部を中心に生徒を受け入れ、卒業生の総数は20,000人を越え、県内はもとより全国各地で活躍しています。  
 本校では、一人ひとりが人としての基本的なものを身につけた上で、本当の自分らしさを発見できるように支援します。適性に合わせた普通科のコース制と看護師養成の看護科を特色としています。

## 本年度努力目標!

1. 主体的な学習による人間力の向上
2. 集団生活への適応
3. 地域社会との関わりを大切にする

校訓として「勤労愛好・真理探究・友愛互助」を掲げ、知徳体のバランスのとれた生徒を育てます。

## こんな生徒を求めています!

- 夢を見つけ、夢を追いかけ、夢をつかみたい!
- 自分を磨き、可能性を最大限発揮したい!
- 国公立大、難関私立大に絶対合格したい!
- 仕事に就き、全力投球!
- 看護師になって、社会に貢献したい!
- 部活動に燃えて、高い技術を身につけたい!

### ～先輩たちからのメッセージ～

○部活と勉強の両立は思った以上に大変でしたが、振り返ってみれば充実した3年間でした。毎日、朝3時に起きて勉強する日課でしたが、そのような生活を知って励ましてくれた先生に感謝しています。

○北高の吹奏楽部で精一杯取り組んだことが私の誇りです。部員全員でミーティングをしたり試行錯誤を繰り返し、成功した時の喜びがあるから、次も頑張ろうと思えます。

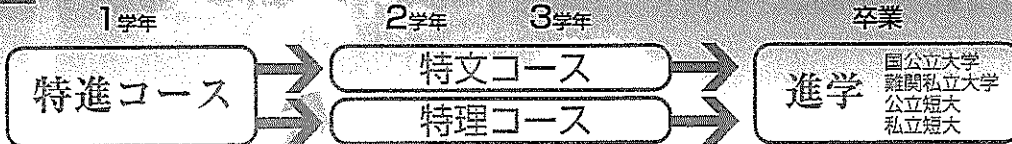
○高校に入学した頃から鳥根大学に合格することを目標に学習計画をたて、特に将来専門にしたい数学を中心に学習しました。家族・友人・先生方の支えのおかげで合格できました。

○看護の実習では厳しさや難しさを実感し、つまずいたこともありました。でも同じ目標をもつ仲間たちと励まし合い、また、先生方の助言により乗り越えることが出来ました。



# 目標を持ち、それに向かって成長する。 それが北高独自のカリキュラムです。

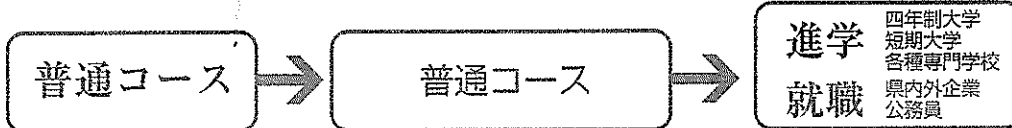
## 普通科 実現しよう！あなたの夢を！



国公立大学や難関私立大学に進学して、専門的な知識や幅広い教養を身につけ、難しい資格取得や国家試験等にチャレンジしたり、専門分野で能力を発揮したいと考えている人のためのコースです。



四年制大学、短大、各種・専門学校に進学してさらに幅広い視野・専門知識・教養を身につけて、社会貢献したいと考えている人、部活も受験勉強もしたいと考えている人のためのコースです。2年次からは進学文系コース・進学理系コースに分かれます。



自分にあった職業に就き、地域・社会で活躍したいと考えている人、高校に入学してから進路（進学か就職か）を考えたいと思っている人のためのコースです。2年次からは多様な進路希望に対応できるようになっています。

★進学希望者 現役で大学・短大の合格を目指します。国公立大学他、難関私立大学等へ毎年多数の合格者を出しています。また最新情報により、一人ひとりに合わせた適切な指導を行います。

★就職希望者 県内外企業に優秀な人材を送り出しています。各種検定資格の取得を目指しています。実力養成講座（就職セミナー）を通じて一人ひとりの要望に応えています。

主な進路先（平成20年度～平成22年度）

北海道教育大、大阪教育大、鳥取大、島根大、岡山大、山口大、鹿屋体育大、奈良県立大、北関市立大、島根県立大、専修大、國學院大、東京農大、東洋大、神奈川大、立命館大、龍谷大、京都産業大、関西大、近畿大、関西学院大、神戸学院大、鳥取環境大、鳥取短大、鳥取歯科衛生(専)、鳥取歯科理工(専)、YMCA米子医療福祉(専)、関西看護(専)、防衛大学校、防衛医科大学校高等看護学院、鳥根リハビリテーション学院、松江総合医療(専)、JF西日本、JF貨物、山陰アシックス工業、皆生グランドホテル、敷島製パン、川崎フロンターレ、鹿島アントラーズ、後藤工業、八幡物産、鳥取警察(男女)、自衛隊航空学生、自衛隊(陸・海・空)

## 看護科 看護師になって社会貢献しませんか？

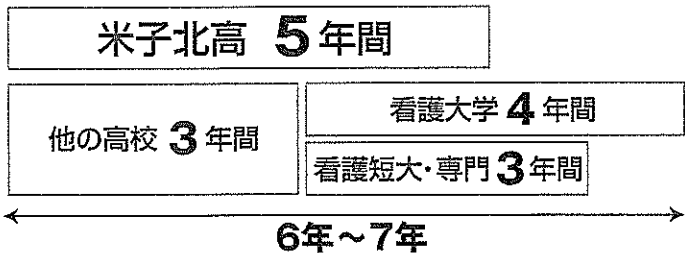
●米子北高等学校看護科は山陰両県で唯一の5年一貫看護師養成学科です。中学校卒業後、最短の5年で看護師国家試験の受験資格が得られます。(右図参照)

●心のやさしい、質の高い看護師を養成します。  
(男子も入学できます)

●広く社会に貢献できる看護師を養成します。高齢社会を迎え、看護師に対する県民の医療や社会のニーズがますます高まっています。



看護師資格を最短で取得できます!!



主な就職先（平成20年度～平成22年度）

■県内／鳥取大学医学部付属病院、鳥取県立厚生病院、鳥取県立中央病院、鳥取県立総合療育センター、南部町国民健康保険西伯病院、米子医療センター、鳥取医療センター、鳥取市立病院、山陰労災病院、博愛病院、済生会境港総合病院、野島病院、日野病院、山本泌尿器クリニック、米子病院、三朝温泉病院、ウェルフェア北園、渡辺病院、島根大学医学部付属病院

■県外／医療法人協和会、島根大学医学部附属病院、福岡和白病院、広島市立広島市民病院、住友病院、愛染橋病院、神戸中央市民病院、松江生協病院、兵庫医科大学病院、神鋼病院、甲南病院、横浜労災病院、多根総合病院、有馬高原病院、医誠会病院

## 部活動 インターハイ出場生徒数県内トップ

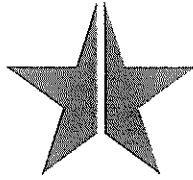
インターハイ・全国大会出場／  
バドミントン部、体操部、陸上部、スキー部、サッカー部、アーチェリー部、テニス部、空手道部、放送部

本校は、部活動も教室での学習と同じように重要な教育の場と考え、その振興に大きな力を入れています。一人ひとりに個性の発見と伸長・心身の錬磨に努力することを求めています。



【体育系】バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、ソフトテニス部、体操部、陸上部、剣道部、柔道部、スキー部、サッカー部、弓道部、ハンドボール部、アーチェリー部、硬式野球部、テニス部、水泳部、空手道部、応援部

【文化系】美術部、音楽部、書道部、茶道部、華道部、吹奏楽部、放送部、新聞部、社研部



学校法人翔英学園

# 米子北斗中学校・高等学校



所在地：〒683-0851 鳥取県米子市夜見町50番地

T E L：0859-29-6000

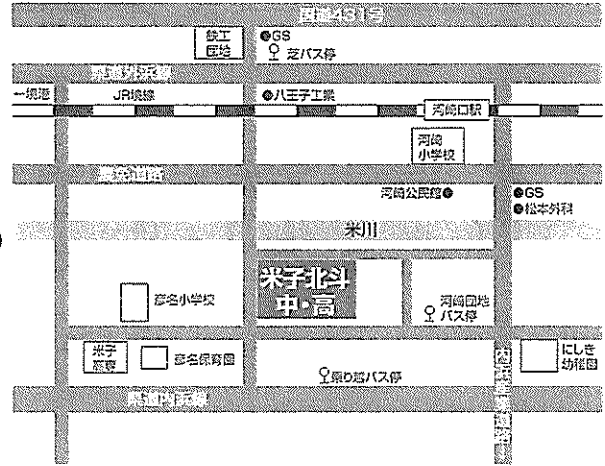
F A X：0859-29-6609

U R L：http://www.yonagohokuto.ed.jp

e-mail：office@yonagohokuto.ed.jp

創立：昭和63年

学校案内図



生徒数 (平成23年5月1日現在)

普通科のみ	中学						高校					
	1年		2年		3年		1年		2年		3年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
	64		66			44	42			43		41

平成24年度中学校入学予定定員

○普通科 (70)

平成24年度高等学校〈推薦〉入試実施 (10名以内)

利用交通機関

○スクールバス

○JR境線「河崎口駅」徒歩15分

## ゆとりの教育

You can open the door for your bright future

### 夢に向かって 中高ストレートコース

21世紀の中等教育は中高一貫が主流といわれる流れの中で、本校は昭和63年4月に鳥取県最初の中高一貫校として誕生し、今年で24年目を迎えています。揺れ動く思春期の6年間をゆったりと時間をかけて見守り、学習面・生活面の両面で6年間の見通しを持った指導をしています。

1. 中高一貫教育により能率的、計画的な学習態度を養い、基礎学力の充実をめざす。
2. 生徒の能力・適性を考え、クラブ活動や学校行事の自主的活動を通して、協調性や責任感を培い、「知・徳・体」の調和のとれた人間育成をめざす。

### ～こんな皆さんをまっています～

- 自分の夢をしっかりと見すえ、実現させたい人。
- 幅広い視野を持ち、21世紀の国際社会で活躍を旨とする人。
- 自分の能力・適性をゆったりと時間をかけて磨いて行きたい人。
- 何事にも挑戦しようとする意志と意欲のある人。

僕が米子北斗中学校を選んだ理由は二つあります。一つ目は中高一貫教育で高校受験が無く勉強の環境が整っていること、二つ目は姉が北斗に在学しており充実した学校生活を送っている姿をずっと見てきたことです。

入学して一番心配だったことは今まで仲が良かった友達と別れて学校生活を送ることでした。しかし、友達もすくなくたくさんで休憩時間も楽しく、今はとても充実した学校生活を送っています。

公立中学に行っている友達と話をすると、毎週土曜日が休みなのでうらやましく思うこともあります。大学受験に備え、今から少しずつ勉強していくことが大切だと思い努力を続けています。僕の将来の夢は研究者になって新しい発明や発見をして世界中の人を驚かせることです。その夢に向かってこれから6年間がんばっていきたくです。

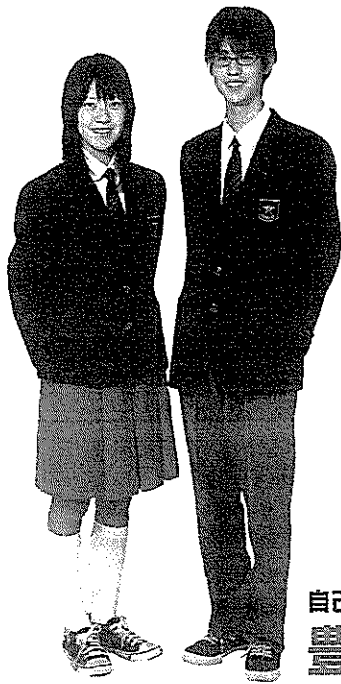
(23年度入学 / 住吉小学校出身 / 男子生徒)

私は夢を実現するために北斗を選び、卒業して7年が過ぎました。そして昨年、小さい頃からの夢であった医師になりました。今思い返せば、最初は慣れない環境に不安もありましたが、よい仲間、よい先生方に恵まれ、切磋琢磨しながら過ごした6年間は私の人生の中でかけがえのない財産となりました。

目標に向かって長期的にプランを立て、着実に勉強できる中高一貫校だったからこそ、夢を実現できたと確信しています。一人でも多くの生徒が北斗で充実した日々を過ごし、夢をかなえられるよう、心から願っています。

(15年度米子北斗卒業 / 鳥取大学 医学部卒)





かつて船人は輝く星「北斗七星」を頼りに、  
未知の世界に向けて荒波に挑みました。  
今、無限の可能性を求め、海図のない大海へ漕ぎ出すあなたたちに、  
夢と希望を持たせ、何事にも果敢に挑戦しようとする心身を涵養する。

# 「北斗高校」の挑戦

1. 高校から新入生を迎え、緊張感と競争力の向上を目指す。
2. 多彩な学校行事を通して人格陶冶をはかる。
3. 勉学の楽しさと困難さを体感し、夢実現に迫る。
4. 国際的な視野に立った教養を身につけ、社会のリーダーを目指す。
5. 生徒の夢を北斗の目標と見据え、学校あげて挑戦する態度をつくる。

## 自己を磨き、視野を広げる 豊かな国際性

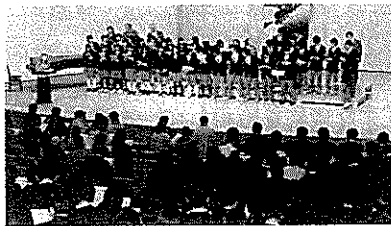
本校では、幅広い視野を持ち、世界に通用する人材の育成を目指しています。そのために、グローバルなコミュニケーション言語である英語教育に力を注いでいます。また、海外研修旅行で異文化を学習体験することで、国際理解を深めるなど、北斗には真の国際人になるチャンスが待っています。



「海外研修旅行」

## 音楽祭や体育祭でみんながひとつになる。

勉強だけでなく様々な行事を通して友情を育て、感性を磨きます。

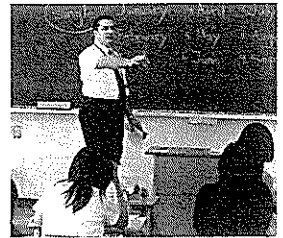


「音楽祭ファイナル」



「体育祭/応援合戦」

## 冷暖房完備の 優れた環境で、 集中力をUP!



## 部活動

スポーツや文化で一層個性を伸ばす。各部が活躍しています。



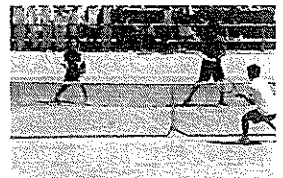
バレーボール部 高校女子  
中国高校選手権準優勝  
県高校総体3位

バレーボール部 中学女子  
H23年日立会杯準3位

2009 春高バレーボール  
(対鹿児島女子戦)



サッカー部



テニス部  
2年連続全国高校総体出場

### 体育系

- バレーボール部 ●テニス部 ●サッカー部 ●陸上部
- バドミントン部 ●剣道部 ●ゴルフ部 ●軟式野球部

### 文化系

- 音楽部 ●JRC部 ●ESS部 ●放送部 ●美術部 ●新聞部

### 主な進学先(16年度から22年度)

■国立大 東京大2・京大3・北海道大2・東北大1・名古屋大2・大阪大1・九州大3・東京外国語大1・東京工大1・大阪外国語大2・筑波大2・千葉大2・電気通信大1・東京学芸大4・東京農工大1・信州大1・滋賀大1・神戸大3・岡山2・広島大5・鳥取大30(医学部24)・島根大26・山口大1・徳島大3・首都大東京4・大阪府立大4など 合計137名

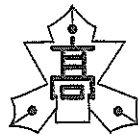
■私立大学 慶應義塾大9・早稲田大28・国際基督教大3・上智大4・明治大26・青山学院大7・立教大9・中央大13・法政大3・東京理科大11・同志社大28・立命館大27・関西学院大8・関西学院大8・東京女子大2・東京女子医大1・日本医科大1・関西医科大1・埼玉医科大2・京都薬大1・神戸薬大5・龍谷大12・近畿大8・同志社女大6・京都女大6・関西外大4など 合計470名

高校からでも入学できます。

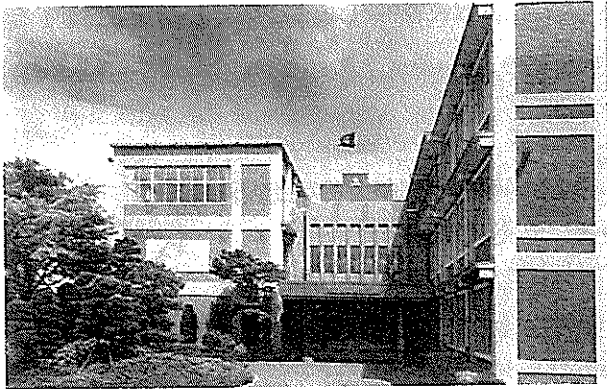
平成24年度 米子北斗高等学校

## 生徒募集 要項

- 募集形式/推薦入学試験
- 募集人員/全日制普通科10名以内(共学)
- 試験日/平成24年1月22日(日)
- 試験内容/学力試験(国語・数学・英語)面接
- 合格発表/1月24日(火)
- 入学手続き/1月26日(木)・27日(金)まで



# 米子松蔭高等学校



所在地：〒689-3541 米子市二本木316番地 1

TEL：0859-27-0421

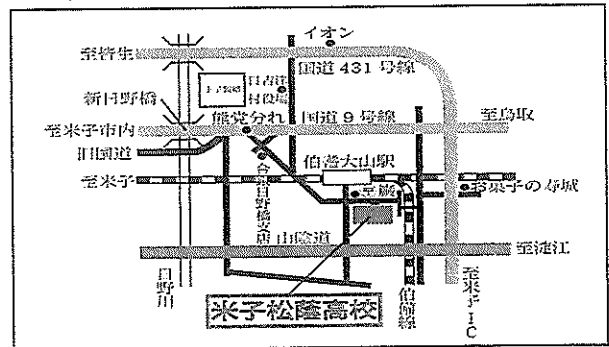
FAX：0859-27-0423

E-mail：shoin@yonagoshoin.ed.jp

URL：http://www.yonagoshoin.ed.jp

創立：昭和30年

## 学校案内図



## 生徒数 (平成23年5月1日現在)

学年	1年		2年		3年	
	男	女	男	女	男	女
普通科	21	25	25	18	18	12
商業科	54	47	88	107	67	90
情報総合科	45	23	28	8	18	6

## 平成24年度 設置学科 (入学予定定員)

- 普通科 (95)
- 経営経済科 (30)
- ビジネス総合科 (70)
- 情報総合科 (60)

## 利用交通機関

- ・JR 伯耆大山駅下車徒歩10分
- ・バス福万行き「伯耆大山駅バス停」下車徒歩10分
- ・大山行き「美濃バス停」下車徒歩10分(大道路路経由)
- ・山陰道上下線とも日野川東出口で下りて伯耆大山駅方面

卒業を確かなスタートにするために、  
松蔭だから学べることもある。

昭和30年に開校した本校は、今年で創立56年目を迎えました。今年度から本校は、4学科(普通科・経営経済科・ビジネス総合科・情報総合科)8コースに生まれ変わり、「誠実・力行・明朗・率直」の校訓のもと、「社会に真に役立つ実践的人材の育成」を建学の精神として掲げ、着実に教育成果を上げています。

本校の特色は、次のような点にあります。

- ① 安心できる進路指導です  
進学・就職ともに充実した指導体制で一人一人の進路保障をめざします。
- ② 学力・能力を伸ばします  
生徒一人一人の進路・適性・興味に応じたコース制の他、教科責任制・担任責任制・習熟度別学習・放課後講習・土曜講習など効果的な学習活動を行っています。
- ③ きちんとした生活指導を行います  
生徒一人一人が安心して学校生活を送れるよう生活指導を徹底するとともに、社会生活を営む上での幅広いマナーを身に付けさせます。
- ④ 部活動が活発です  
平成23年度は、次ページに紹介しています通り、多数の部活動が全国大会及び中国大会に出場しています。どの部活動も心身ともにバランスのとれた人間形成を基本に、全国大会出場を目指して頑張っています。

来たれ！米子松蔭高校へ  
—こんな皆さんを待っています—

- 難関国公立大学への進学をめざしたい人。  
⇒普通科特別進学コース
- 国公立・有名私立大学への進学をめざしたい人。  
⇒普通科文理選抜コース
- 部活動など課外活動を両立させながら、大学進学をはじめ幅広い進学をめざしたい人。  
⇒普通科総合進学コース
- さまざまな資格を生かして国公立大学・有名私立大学への進学をめざしたい人。  
⇒経営経済科進学コース
- ビジネス・情報処理に関する専門的な知識や技術を学び、さまざまな資格を取得して、卒業後、短大・専門学校等の進学や就職をしたい人。  
⇒ビジネス総合科ビジネスコース・生活福祉コース  
⇒情報総合科情報コース・アートコース

## 在校生の声

☆私が米子松蔭高校に入学してから数ヶ月がたちました。高校の勉強は中学とは比べものにならないくらい難しいのですが、放課後講習や土曜講習で先生方にきめ細かく教えてもらい、着実に成績が伸びています。私はこのクラスでは珍しく部活もやっていますが、とても充実した日々を送っています。(1年 普通科在学)

☆僕は今、情報総合科で学んでいます。情報の授業は楽しいですが、検定は試験もあるので取得できるように一生懸命勉強しています。生活面では、先生方の厳しい指導にも愛情や温もりがあり、とても充実した高校生活を送ることができています。(2年 情報総合科在学)

### 【学科とコース】 (多様な進路に応え、夢を叶える4学科8コース)

- ・普通科……特別進学コース・文理選抜コース・総合進学コース
- ・経営経済科……進学コース
- ・ビジネス総合科……ビジネスコース・生活福祉コース
- ・情報総合科……情報コース・アートコース

【取得できる資格】 漢字・数学・英語・簿記・情報処理・ワープロ・電卓・サービス接遇・ペン字など

### 【進路状況】

合格校及び進学先。○内の数字は人数。(平成21・22年度実績)

《国公立大学》金沢大(人間社会)・富山大(薬)・大阪大(基礎工)・大阪府立大(経済)・鳥取大(医)・島根大(法文③・教育②)・総合理工②・生物資源)・広島大(文・教育・工)・山口大(経済・工)・高知大(人文・理)・高知工科大(工)・防衛大(理工)

《私立大学》山梨学院大(現代ビジネス)・立教大学(コミュニティ福祉)・青山学院大(文)・専修大(法②)・日本大(文理・理工・歯・経済)・成蹊大(法②)・学習院大(法)・大東文化大(法)・東京経済大(コミュニケーション)・国士舘大(体育)・帝京大(文)・獨協大(国際教養)・日本福祉大(健康科学・理学療法・社会福祉)・立命館大(経済・理工)・龍谷大(経営・文)・京都産業大(経営)・関西大(文・社会②)・マス・コミュニケーション)・近畿大(経営・総合社会・社会・マスメディア・建築・工②)・産業理工)・大阪経済大(経済・経営②)・経営情報)・甲南大(文②)・経営)・神戸学院大(人文)・鳥取環境大(環境情報)・岡山理科大(理②)・工)・川崎医療福祉大(医療技術)・広島修道大(法)・広島経済大(経済③)・就実大(薬)・徳島文理大(薬・保健福祉)・松山大(薬・経済) 他多数

《各種学校》防衛医科大学校高等看護学院・埼玉歯科技工士専門学校・神戸医療福祉専門学校(救急救命士)・鳥取県立保育専門学校・日本海情報ビジネス専門学校(公務員受験コース・総合医療事務コース)・米子医療センター附属看護学校②・YMCA米子医療福祉専門学校(理学療法士) 他多数

《短期大学》埼玉医科大学短大(看護)・島根県立大学短大(総合文化②)・新見公立短大(地域福祉)・愛知医療学院短大(リハビリテーション・作業療法)・愛知さわかみ看護短大(看護)・平成医療短大(リハビリテーション・理学療法)・大阪国際大学短大(幼児教育③)・東大阪大学短大(幼児教育)・関西外国語大学短大(英米語)・大阪青山短大(幼児教育・保育)・鳥取短大(国際文化交流・幼児教育保育⑦)・生活⑩)・川崎医療短大(看護) 他多数

就職先(平成22年度実績)

《県外》トヨタ自動車・伊藤園・敷島製パン・兵庫開発・有馬ロイヤルゴルフクラブ・山崎製パン・オーバーレコード・浅野屋・プランタン工房

《県内》鳥取銀行・休暇村奥大山・木村鮮魚店・名和オートサービス・現金問屋AJショップ・寿製菓・三栄・伯和・永瀬石油・日段安来工場・コカ・コーラウエスト大山・いない・大昇食品・鳥取ビブラコースティック・丸京製菓・ワタキューセイモア米子営業所・サロンドアップル・こうぼうえん・シー・エス・ピー・サンキ・赤碓福祉会・寺方工作所・米子製鋼・堀田石油・ロータリー・岡田商店・全日空ホテル・中本軌道工業・鳥取西部農協・ハピネライフケア・山陰かば・てまひま堂・やすぎや建材店・鳥取県金属熱処理協業組合・ファミリー・真誠会・キマチ外科・整形外科医院・ケンセツ・西日本ジェイエィ畜産・日野建設業協同組合ブロック工場・松江エヌエル工業・グリーンコープ・宮原建築事務所・松月旅館・スリーエステクノ・KKダイニング・たかつか酒店・味屋コーポレーション・野島病院・日本海冷凍魚・せんだん会・みたこ土建・朝田金属工業・日翔会・皆生グランドホテル・角森自動車工業

- 一年次より計画的に進路学習を行い、一人一人の進路を大切にします。
- 進学・就職それぞれ経験豊富な専任教員が熱心に指導します。

【部活動】 体育5部・文化3部全国大会に出場(平成23年度)

《体育部》硬式野球・陸上競技・器械体操・剣道・サッカー・バドミントン・バレーボール・ソフトボール・ソフトテニス・バスケットボール・卓球・応援

《文化部》バントワリング・情報処理・漫画研究・書道・放送・茶道・吹奏楽・園芸・写真・文芸・新聞・美術・華道・演劇・電卓珠算・ワープロ・図書・インターアクト・英会話・簿記競技・社会問題研究・合唱・ビジネス研究

- 平成23年度 全国大会に出場した部  
男子剣道部(インターハイ団体・個人)、女子剣道部(インターハイ団体・個人)、男子ソフトテニス部(ハイスクールジャパンカップ・インターハイ団体・個人)、女子ソフトテニス部(ハイスクールジャパンカップ・インターハイ団体・個人)、女子バレーボール部(インターハイ)、簿記競技部(個人)、美術部(個人)、ワープロ部(個人)
- 平成23年度 中国大会に出場した部  
男子器械体操部(団体)、女子器械体操部(個人)、女子ソフトボール部、男子剣道部(団体・個人)、女子剣道部(団体・個人)、男子陸上部(個人・4種目)、女子バレーボール部、男子ソフトテニス部(団体・個人)、女子ソフトテニス部(団体・個人)



# 鳥取県バス協会に交付する運輸事業振興助成補助金について

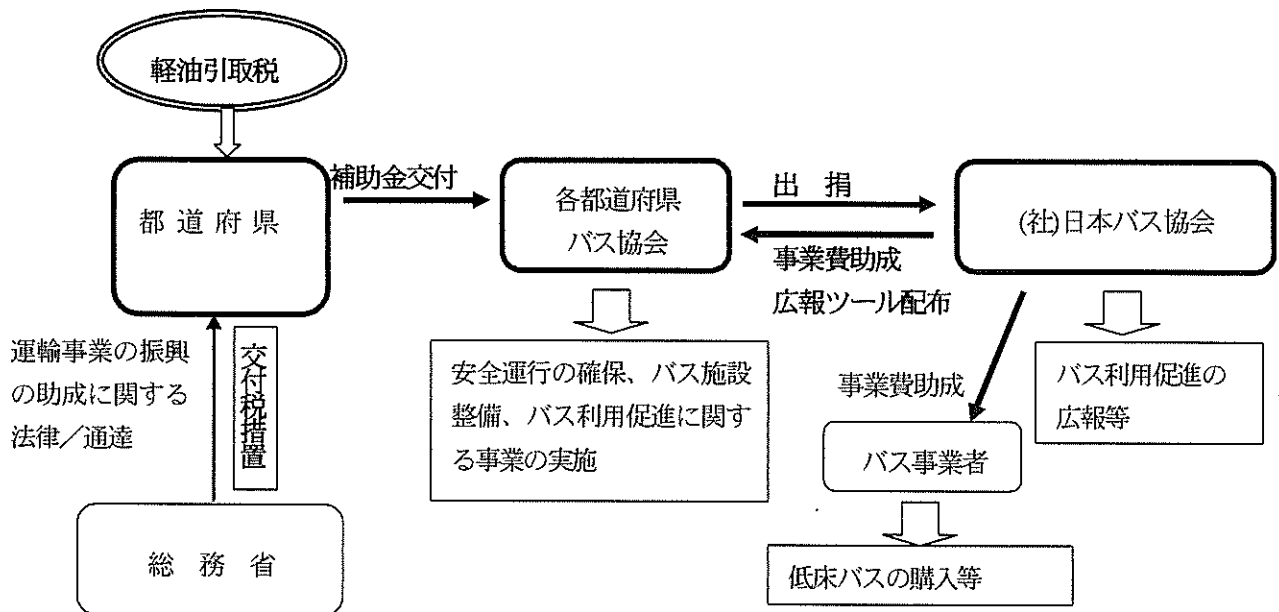
平成24年2月24日  
交通政策課

## 1 制度の概要

昭和51年の税制改正で軽油引取税の税率が引き上げられた際、バスやトラックの輸送コストの上昇の抑制等に資するための措置として、交付金制度が設けられた。

県は県バス協会に補助金を交付、県バス協会はバス利用促進等に関する事業を行うとともに日本バス協会に出捐する。日本バス協会は出捐金等をもとに全国的なバス利用促進のための広報活動を行う他、バス事業者の低床バス購入に必要な資金借入に係る利子を補助する等の事業を実施している。

なお、県の補助金に要する経費は普通交付税の基準財政需要額に算入されている。



### (制度の根拠)

交付金の創設当初より自治事務次官通知等、国の通達を根拠としてきたが、交付金制度の透明性の向上を図るとともに交付金基準額の確実な交付を確保するため、平成23年8月に「運輸事業の振興の助成に関する法律」が制定され、県は運輸事業振興助成交付金を県バス協会に「交付するよう努めなければならない」とされた。

## 2 県の運輸事業振興助成補助金の算定

### (1) 国の示す基準額の算定方法

施行規則（法律制定以前は通知）により、基準額はバスに係る軽油引取税の収入見込額により算定した額とされている。また日本バス協会への出捐は、補助総額の20%に相当する額を確保するよう自動車局長名で通知がされている。

### (2) 本県における算定方法

従前は国の算定方法による基準額を補助金として交付してきたが、平成16年度に必要な事業を精査して計上する方式に見直し、安全運行の確保やバス施設整備、バス利用促進に関する事業に必要な経費を補助金として交付している。

例えば、平成22年度における国の算定方法による基準額は15,056千円。

県の補助額は12,809千円、うち出捐金は2,560千円であり国の基準額に対する出捐金の割合は17%となっている。

### 3 本県における出捐金と日本バス協会の助成状況等

- ・平成13年度から22年度までの10年間で県バス協会は約3千万円を出捐。
- ・この期間において日本バス協会から以下のとおり、約2千5百万円の事業費助成(①～⑤)に加え毎年、バスの利用促進や交通安全の啓発用のポスター、パンフレットなど広報ツールの提供(⑥)があった。

①13年度	公共交通優先システム(P T P S)設置補助	2,695,000円
②15年度	ディーゼル微粒子除去装置導入補助	605,000円
16年度	"	423,000円
	"	174,000円
③「人と環境にやさしいバス購入補助金」		
17年度	3,330,000円	
18年度	574,000円	
④「バス利用促進に係る広報事業」		
21年度	482,580円	
	内訳 エコバッグ購入費	451,920円
	イベント用のブルゾン購入費	30,660円
22年度	488,040円	
	内訳 エコバッグ購入費	488,040円
⑤バス購入等に伴う借入金に係る利子補給		
13年度～22年度分		計16,224千円
⑥その他ポスター、ステッカー等の配布		
	・全国交通安全運動ポスター、バスの日ポスター、車内事故防止関係ポスター	
	・ディーゼルクリーンキャンペーンパンフレット	
	・「エコドライブ強化月間」ステッカー、環境対策月間運転者用ステッカー 等	

## 運輸事業の振興の助成に関する法律

(平成二十三年八月三十日 法律第百一号)

## (趣旨)

第一条 この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。

## (運輸事業振興助成交付金の交付)

第二条 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金（以下「運輸事業振興助成交付金」という。）を交付するよう努めなければならない。

2 前項の運輸事業振興助成交付金の額は、平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

## (運輸事業振興助成交付金の使途)

第三条 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、この法律の趣旨を踏まえ、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならない。

2 前条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

## (財政上の措置)

第四条 第二条第一項の規定による運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

## (省令への委任)

第五条 この法律に定めるもののほか、運輸事業振興助成交付金の交付の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、総務省令・国土交通省令で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

## (検討)

2 国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令

(平成二十三年九月二十六日政令第三百号)

内閣は、運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業（以下「特定運輸事業」という。）を営む者が行う旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業
- 二 特定運輸事業に係るサービスの改善及び向上に関する事業
- 三 特定運輸事業に係る公害の防止、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止その他の環境の保全に関する事業
- 四 特定運輸事業の適正化に関する事業
- 五 特定運輸事業を営む者の共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業
- 六 特定運輸事業を営む者が震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業
- 七 特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業（当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。）
- 八 全国を単位とする一般社団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。）であって、前各号に掲げる事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出えんを行う事業（当該一般社団法人が当該出えんを行う者を社員とする場合に限る。）
- 九 前各号に掲げるもののほか、特定運輸事業の振興に資する事業で国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの

附則

この政令は、法の施行の日から施行する。

## 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則

(平成二十三年九月二十六日総務省・国土交通省令第一号)

運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）第二条第二項及び第五条の規定に基づき、運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 営業用バス 自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。
- 二 営業用トラック 自動車登録規則 別表第二の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、運輸事業の用に供するものをいう。
- 三 自家用バス 自動車登録規則 別表第二の自動車の範囲欄の2に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用バス以外のものをいう。
- 四 自家用トラック 自動車登録規則 別表第二の自動車の範囲欄の1、4又は6に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）であって、営業用トラック以外のものをいう。
- 五 営業用バス等 営業用バス、営業用トラック、自家用バス及び自家用トラックをいう。
- 六 交付年度 都道府県が運輸事業振興助成交付金を交付する年度をいう。
- 七 交付対象者 運輸事業の振興の助成に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受ける者をいう。



(運輸事業振興助成交付金の基準額の算定)

第二条 法第二条第二項に規定する総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$A \times B \times C \times D \times (1 - 0.07)$$

算式の符号

- A 交付年度における当該都道府県の軽油引取税の収入見込額
- B 交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合として総務大臣が定めるもの
- C 交付対象者ごとに次の算式により算定した数値

算式

$$e \div (a + b + c + d)$$

算式の符号

- a 営業用バスの標準軽油使用量（営業用バス、営業用トラック、自家用バス又は自家用トラックごとに交付年度の前々年度以前5箇年度内の各年度における当該自動車の軽油使用量の合計を当該各年度の9月末日における当該自動車の登録台数（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルに登録されているものの台数をいう。以下同じ。）の合計で除したものと総務大臣が定めるもの。以下同じ。）に交付年度の前年度の9月末日における営業用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
  - b 営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における営業用トラックの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
  - c 自家用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における自家用バスの当該都道府県内の登録台数を乗じたもの
  - d 自家用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における当該都道府県内の自家用トラックの登録台数を乗じたもの
  - e 交付対象者のうち、営業用バスを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするもの又は当該事業を営む地方公共団体にあつては営業用バスの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る営業用バスの登録台数を乗じたもの、営業用トラックを用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とするものにあつては営業用トラックの標準軽油使用量に交付年度の前年度の9月末日における交付対象者に係る営業用トラックの登録台数を乗じたもの
- D 平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値として総務大臣が定めるもの

(交付の手続)

第三条 運輸事業振興助成交付金の交付の手続は、都道府県の規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十三年度における運輸事業振興助成交付金についての第二条の規定の適用については、「総務大臣が定める」とあるのは、「附則別表に掲げる」とする。

附 則別表 (附則第二条関係)

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	0.91
営業用バスの標準軽油使用量	13,320リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	14,150リットル
自家用バスの標準軽油使用量	2,570リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	1,920リットル
平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗すべき数値	(15 ÷ 130) × 0.3875



# 運輸事業振興助成交付金によるバス事業への支援

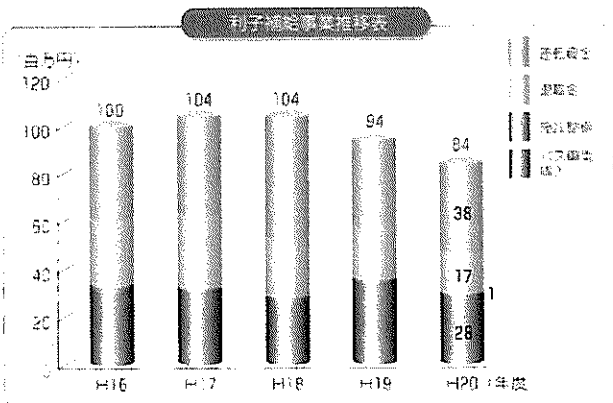
日本バス協会では、都道府県バス協会から出捐を受けた運輸事業振興助成交付金等を原資として、バス事業を支援するため、次の事業を行っています。

## 1 利子補給事業

会員事業者が金融機関より融資を受けた場合に利子の一部を助成するものです。

利子補給率は、以下のとおりです。

- ・バス車両購入資金 0.6%
- ・その他の資金 0.5%
- ・災害等特別融資 1.0%



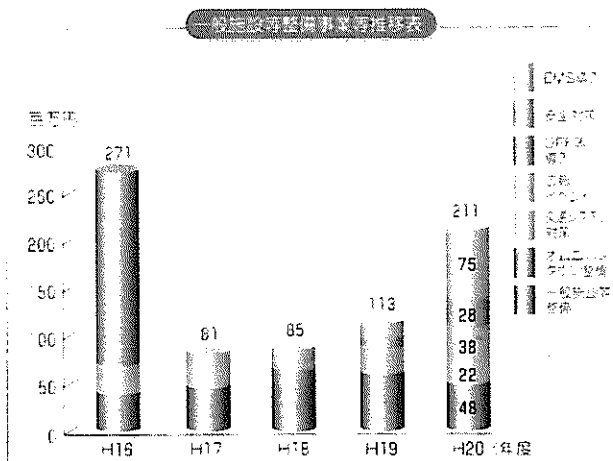
## 2 バス輸送改善推進事業 (21年度)

### 1. 一般施設等整備事業等

バス輸送改善推進事業として、利用者のニーズの多様化・高度化に対応した輸送環境の改善に資するための施設整備事業等について、その資金の一部を助成するものです。

助成金額は、概ね以下のとおりです。

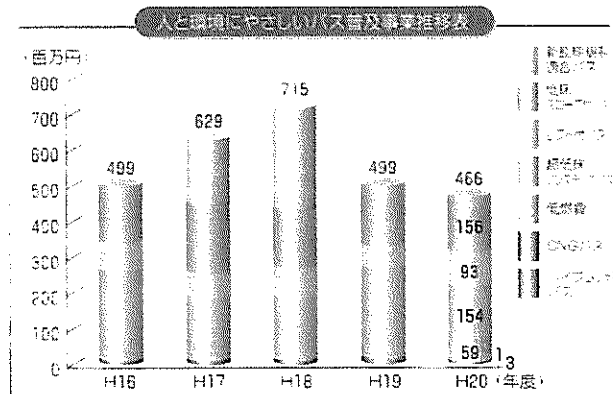
- ・一般施設等整備事業 1事業当たり 概ね 700万円を限度
- ・オムニバスタウン整備事業 1事業当たり 概ね 1,500万円を限度
- ・交通システム対策事業 1事業当たり 概ね 1,200万円を限度
- ・広報及びイベント事業 1事業当たり 概ね 700万円を限度
- ・環境対策事業
  - エコドライブ管理システム(EMS)普及事業
    - 車載器 導入車両1両当たり 概ね 3万円
    - 事業所用機器 導入1事業所当たり 概ね 10万円
- ・安全対策事業
  - バスの車内事故を防止するための安全対策事業 予算額を限度
  - 睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策事業 検査費用1人当たり 概ね 2,500円
  - ドライブレコーダー導入助成事業 導入車両1両当たり 概ね 1万円



### 2. 人と環境にやさしいバス普及事業

「交通バリアフリー法」に基づく“人にやさしいバス”の導入及び自動車NOx・PM法、1都3県の環境確保条例、日本バス協会の「バス事業における地球温暖化対策に関する自主的行動計画」等に基づく“環境にやさしいバス”の導入に対してその資金の一部を助成します。

助成金額は、車両1両当たり5万円から140万円です。



注: 新長期規制適合バスは、H17、H18年度限り

日本バス協会の運輸事業振興助成交付金の事業概要(H23)

1. バス輸送改善推進事業

(1) バス利用者施設等整備事業

1事業当たり700万円を限度

(2) 人と環境にやさしいバス普及事業

日本バス協会による単独助成を原則とし、新車の購入及び新車のリースを対象とする。

① 環境にやさしいバス

- a. ハイブリッドバス (1両当たり 140万円を限度)
- b. CNGバス ( " 140万円を限度)
- c. CNGバス改造 ( " 70万円を限度)
- d. ポスト新長期規制適合バス ( " 10万円を限度)

※ただし、上記のa. b. 及び c. については、国から補助金を受ける場合(地方公共団体から補助金を受ける場合は除く。)は、10万円を限度として助成する。

② 人にやさしいバス

- e. 超低床ノンステップバス (1両当たり 140万円を限度)
- f. リフト付バス ( " 140万円を限度)
- g. 低床スロープ付バス ( " 35万円を限度)

※なお、上記g. 低床スロープ付バスについては、積雪地域等使用する道路の状況等から勘案して、ノンステップバスの運行に支障がある場合であって、事業者から「スロープ付バス導入理由書」を地方バス協会へ提出し、地方バス協会において認められることを必須条件とする。

(3) 安全・環境対策事業

日本バス協会による単独助成とし、新機器の購入を対象とする。

① エコドライブ管理システム(EMS)用機器

- a. EMS及びドライブレコーダー双方の機能を有する車載器を導入する車両 (1両当たり2万円を限度)
- b. EMS車載器のみを導入する車両 (1両当たり1万円を限度)
- c. 事業所用機器 (1事業者当たり10台を限度、かつ、1台当たり10万円を限度)

② ドライブレコーダー車載器を導入する車両 (1両当たり1万円を限度)

※ただし、(1) 及び(2)のそれぞれについて、導入費用が上記の限度額に満たない場合は、その導入車両の金額を助成限度額とする。

(4) 地方路線バス助成事業

日本バス協会による単独助成とし、地方路線バスとして使用する中古車の購入を対象とする。

初度登録が平成10年10月1日からの長期規制適合車以降で、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年6月21日法律第91号)第8条に則して導入する超低床ノンステップバス、リフト付バス、低床スロープ付バスの中古車 (導入車両1両当たり10万円を限度)

ただし、導入費用が10万円に満たない場合は、その導入費用の金額を助成限度額とする。

(5) バス利用促進等広報及びイベント事業

- ① 日本バス協会実施主体事業 (予算額を限度)
  - ② 地方バス協会実施主体事業 (1都道府県当たり50万円を限度)
- ※ただし、複数協会共同又は単一協会で実施する新聞、テレビ、ラジオを活用した広報媒体に限る。

(6) 上記に準ずる事業

2. 融資斡旋・利子補給事業

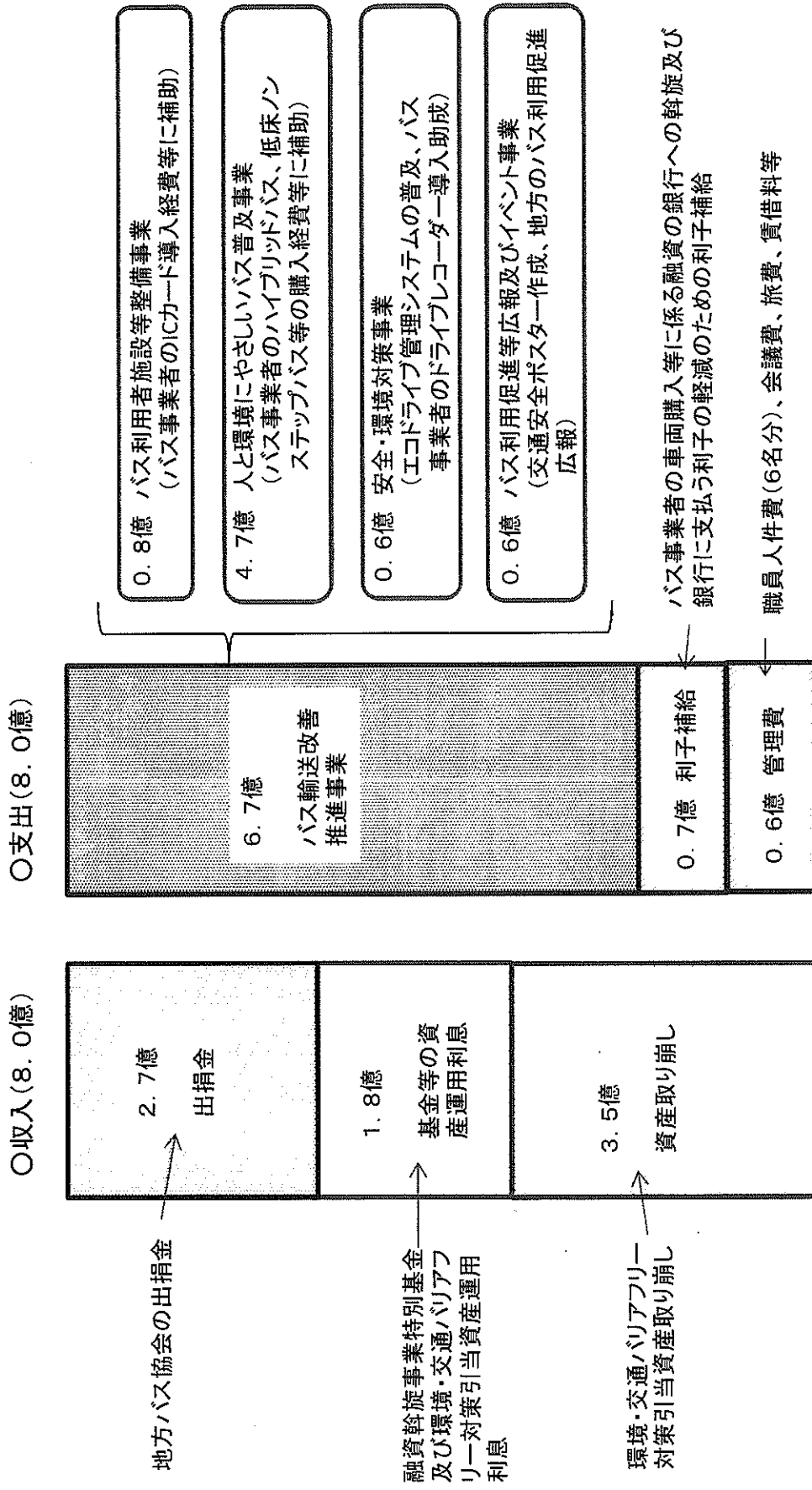
会員事業者が金融機関より融資を受けた場合に利子の一部を助成。

(1) 融資斡旋時期及び斡旋枠 (その都度、別途通知。)

(2) 利子補給率

- ① 「バス車両購入資金」 (年利 0.6%)
- ② 「その他の資金」 (年利 0.5%)
- ③ 災害等特別融資 (年利 1.0%)

# 日本バス協会運輸事業振興助成交付金特別会計の状況(22年度決算)



## 運輸事業振興助成補助金による主な県バス協会事業(H22～24年度)

## 安全運行の確保等の交通安全対策、事故防止対策に関する事業

- ・ 運転適正診断受診助成(H22～24)  
運転手約550名が3年に1回受診する運転適正診断に要する経費を補助
- ・ 飲酒検知器購入経費の補助(H22～24)  
点呼時に検査するための飲酒検知器(3～4ヶ月で更新)の購入経費を助成
- ・ 交通安全研修(H24)  
安全運転の知識、技術及び地球環境に配慮したエコドライブ走行の研修受講を奨励
- ・ ドライブレコーダーの導入支援(H24)  
事故時の証拠となるドライブレコーダーを試験的に導入するための経費を支援
- ・ 無呼吸症候群診断助成(H24)  
運転の安全を確保するため医療機関が実施する無呼吸症候群の診断費用を助成

## バスターミナル、バス停留所、待合所等輸送施設の整備運営に関する事業

- ・ バス停留所標識の整備(H22～24)  
経年劣化に伴うバス停の標識を更新
- ・ バス停留所、待合所の維持補修(H22～24)  
バス協会で設置したバス停留所、待合所を修繕
- ・ ソーラー式バス停留所照明の設置(H23、24)  
街灯が付近にないバス停の標識に太陽光で蓄電し発光する照明機器を設置
- ・ バスターミナルの路線図パネルの書き換え、更新(H22～24)  
経路変更や経年劣化に伴う鳥取、倉吉、米子バスターミナルの案内版を書き換え、更新

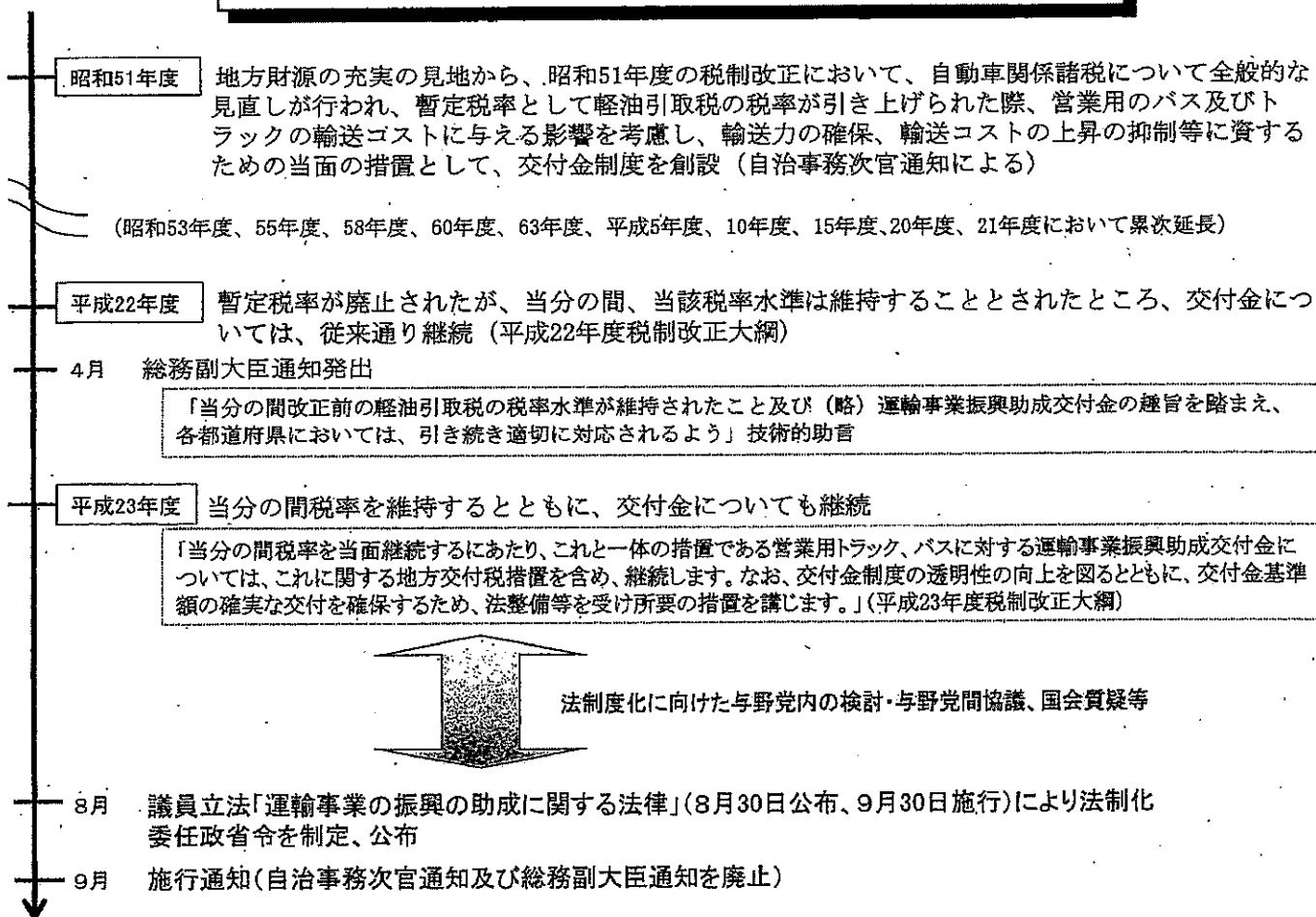
## バスの乗り継ぎ機能の強化等公共交通利用の促進その他利便増進の事業

- ・ バスマイレージ事業(ポイントカードの作成、カードリーダーの設置)(H22～23)  
定期券、回数券の購入により貯まったポイントを旅行商品の購入に利用できるバスマイレージ試行事業に要するポイントカード等の作成やポイントを付与するためのカードリーダーの購入
- ・ エコ通勤チャレンジ支援事業(回数券割引差額のバス事業者への補助)(H22)  
水・金曜日利用限定の回数券を2割引で販売するエコ通勤チャレンジ支援事業の割引差額を補助
- ・ バスロケーションシステムの実証実験(H23)  
路線バスの運行情報をインターネットで提供するバスロケーションシステムの実証実験に要する操作端末とサーバーとのデータ通信等の運用経費
- ・ 公共交通利用促進キャンペーンノベルティ作成(H22～24)  
バスの日等の公共交通利用促進キャンペーン等に活用するためのノベルティとしてエコバックやポケットティッシュ等を作成
- ・ 高齢者バス乗降補助ステップ購入補助(H22～24)  
高齢者の乗降を補助するためのステップの購入するための経費を補助。
- ・ 共通バスパス、乗り放題手形の作成(H22～24)  
県内の路線バスが3日間乗り放題となる共通バス、乗り放題手形等を作成

# 運輸事業振興助成交付金について

平成24年1月25日  
総務省自治税務局

## 運輸事業振興助成交付金の創設から法制化までの経緯等



# 「運輸事業の振興の助成に関する法律」成立までの経緯

## 民主党内検討

平成23年6月1日 民主党総務部門会議

⇒ 議員立法の要綱案が了承され、同案をもとに党内及び野党との調整を行うことについて了承

### 【民主党案】

- 法律名:「運輸事業振興助成交付金の交付等に関する法律」
- 交付金の交付:努力義務「交付するよう努めなければならない。」
- 交付金の基準額:総務省令で定めるところにより算定した額
- 事業の実績の届出:総務省令で定めるところにより都道府県知事に届出
- 財政上の措置:「交付金の交付に要する経費は地方交付税の算定の際配慮」

## 自民党内検討

平成23年7月20日 自民党総務部会・国土交通部会・税制調査会合同会議

⇒ 自民党としての対案をとりまとめ

### 【自民党案】

- 法律名:「運輸事業の振興の助成に関する法律」
- 交付金の交付:義務「交付するものとする。」
- 交付金の基準額:総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額
- 事業の実績の届出:都道府県規則で定めるところにより都道府県知事に届出
- 財政上の措置:「～経費は地方交付税の算定の際用いる基準財政需要額に算入」

(注:民主党案・自民党案の相違点に下線)

## 【各党協議後】

各党間協議の結果、交付金の交付については、「努力義務」とすることで合意

- 衆議院総務委員会(平成23年8月11日):委員長提出の法律案とすることを可決
- 衆議院本会議(同日(緊急上程)):可決
- 参議院総務委員会(同月23日):可決
- 参議院本会議(同月24日):可決・成立

## 「運輸事業の振興の助成に関する法律」の概要

### 1. 趣旨 (法第1条)

軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、都道府県の補助金として、運輸事業振興助成交付金を交付する。

### 2. 交付金の交付 (法第2条第1項)

都道府県は、以下の者に対し、交付金を交付するよう努めなければならない。

- ① 軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする都道府県単位の一般社団法人(※)  
(※) 各都道府県のバス協会・トラック協会が該当
- ② バス事業を行う地方公共団体

### 3. 交付金の額 (法第2条第2項、施行規則第2条)

都道府県は、平成6年度以降に交付された交付金の各年度における総額の水準(※※)が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定める算定方法により算定した額(※※※)を基準として、交付金を交付。

(※※) 地方財政措置額は年間約200億円

(※※※) 各都道府県の軽油引取税収とバス協会・トラック協会構成員に係るバス・トラックの台数等により、基準額を算定

### 4. 交付金の使途 (法第3条第1項、法第3条第1項の事業を定める政令)

交付金の交付を受けた者は、交付金の額を、政令で定める事業に充てなければならない。

#### 【政令で定める事業の例】

- 旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業  
(実例としては、SAS(睡眠時無呼吸症候群)検査に係る助成、ドライバーの安全教育訓練受講に係る助成 等)
- 公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業  
(実例としては、低公害車導入に係る助成、ポスター・パンフレットを活用した省エネ・エコに係る広報啓発 等)

### 5. 財政上の措置 (法第4条)

交付金の交付に要する経費は、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入。

### 6. その他 (法附則第2項)

国は、法律の施行状況につき検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき必要な措置。

## 「運輸事業の振興の助成に関する法律案」に係る衆・参総務委員会における主な質疑

①政府において義務付け・枠付けの廃止・縮小を推進している中で新たな義務付けを行うことをどう考えるか。

今回の法案というのは、そういう地方分権といいますか地域主権の理念とそれからこれまでの昭和五十年代からの経緯と、どこで調和させてバランスを取るかということの苦肉の策だろうと思います。それがこの法案の努力義務ということに凝縮されているんだろうと思います。

その結果を見て、この法案の附則にもありますように、法律の施行の状況について検討を加えて、必要があると認めるときはその結果に基づいて必要な措置を講ずると、こう書いておりますのはそういう苦肉の策を前提にした規定だろうと思いますので、この規定に象徴されておりますように、是非これは施行状況を見ながら、今後の、どういうやり方に改善すべきなのかということも含めて検討すべきだろうと思います。(平成23年8月23日参議院総務委 片山善博総務大臣)

②本法案の施行により都道府県の交付金の確実な交付が確保されるのか。

(交付金の交付は)努力義務でありますし、自治体の予算は最終的には首長が提案をして議会在議院が決定をするという仕組みでありますから、国の方でその努力義務だけで強制をする、義務付けるということではできませんけれども、その法律の内容それから基準などにつきまして、法律が成立しましたら、その安全対策でありますとか環境対策に支障が生じないように、都道府県でよくこの法律の趣旨を踏まえて、また交付金の創設の経緯などをよく周知していただくように十分な説明をしてまいりたいと思います。これは、首長が予算の提案権がありますし、それから議会在議院が決定権がありますので、双方にこの必要な情報をお示しをしたい、また十分な説明をしてまいりたいと思います。

(平成23年8月23日参議院総務委 片山善博総務大臣)

## 「運輸事業の振興の助成に関する法律案」に係る委員会決議等

○衆議院総務委員会(平成23年8月11日開催)における委員会決議

国は、運輸事業振興助成交付金の創設の経緯及び今般の運輸事業の振興の助成に関する法律の施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法のあり方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置をとるべきである。

○参議院総務委員会(平成23年8月23日開催)における附帯決議

国は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 運輸事業振興助成交付金の創設経緯及び本法施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法の在り方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 2 各都道府県における運輸事業振興助成交付金の交付実績について毎年度把握し、本法の趣旨にのっとった交付が行われるよう、都道府県に対し、要請すること。